

令和 5 年 第 3 回

# 南阿蘇村議会定例会会議録

令和 5 年 9 月 8 日 開会

令和 5 年 9 月 15 日 閉会

南阿蘇村議会

会期日程

令和5年第3回定例会

会期8日間

期 日	曜日	区 分	時 間	日 程 等
9月8日	金	本会議	午前10時	開会宣言 提出議案上程 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 上程議案説明 一般質問
9月11日	月	文教厚生 常任委員会	午前10時	決算付託審査
9月12日	火	総務産業 常任委員会	午前10時	決算付託審査
9月13日	水	休会		議案審議のため
9月14日	木	合同常任委員会	午前10時	2常任委員会による合同 審査（大会議室）
9月15日	金	本会議	午前10時	委員長報告 質疑 討論 採決 閉会宣言

第 1 号

9月8日 (金)

令和5年第3回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和5年9月8日(金)

午前10時00分 開会

於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

- |        |            |   |
|--------|------------|---|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名 |   |
| 日程第 2  | 会期の決定について  |   |
| 日程第 3  | 諸般の報告      |   |
| 日程第 4  | 報告第10号     | 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について                   |
| 日程第 5  | 認定第1号      | 令和4年度南阿蘇村一般会計決算の認定について                              |
| 日程第 6  | 認定第2号      | 令和4年度南阿蘇村国民健康保険特別会計決算の認定について                        |
| 日程第 7  | 認定第3号      | 令和4年度南阿蘇村簡易水道特別会計決算の認定について                          |
| 日程第 8  | 認定第4号      | 令和4年度南阿蘇村農業集落排水特別会計決算の認定について                        |
| 日程第 9  | 認定第5号      | 令和4年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計決算の認定について                      |
| 日程第 10 | 認定第6号      | 令和4年度南阿蘇村介護保険特別会計決算の認定について                          |
| 日程第 11 | 認定第7号      | 令和4年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計決算の認定について                       |
| 日程第 12 | 認定第8号      | 令和4年度南阿蘇村上水道事業会計決算の認定について                           |
| 日程第 13 | 決算審査の報告    |   |
| 日程第 14 | 議案第50号     | 南阿蘇村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について                         |
| 日程第 15 | 議案第51号     | 南阿蘇村下水道事業の設置等に関する条例の制定について                          |
| 日程第 16 | 議案第52号     | 南阿蘇村地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について                |
| 日程第 17 | 議案第53号     | 南阿蘇村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 18 | 議案第54号     | 南阿蘇村保健センター条例の一部を改正する条例の制定について                       |
| 日程第 19 | 議案第55号     | 南阿蘇村結婚相談事業条例を廃止する条例の制定について                          |
| 日程第 20 | 議案第56号     | 令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算(第5号)について                          |

日程第 21	議案第 57 号	令和 5 年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 22	議案第 58 号	令和 5 年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 23	議案第 59 号	村道路線の廃止について
日程第 24	議案第 60 号	工事請負契約の締結について（令和 5 年度 道の駅「あそ望の郷くぎの」隣接公園南側駐車場造成工事）
日程第 25	議案第 61 号	指定管理者の指定について
日程第 26	一般質問	

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	辰 巳 和 美	8 番	丸 野 健一郎
2 番	岡 智 則	9 番	桐 原 純 男
3 番	坂 田 正 也	10 番	工 藤 保 雄
4 番	河 内 克 也	11 番	笠 野 眞 喜
5 番	市 原 恵 一	12 番	橋 本 功
6 番	今 村 輝 宏	13 番	後 藤 征 昭
7 番	今 村 竜 喜	14 番	山 室 昭 憲

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	吉 良 清 一
副 村 長	児 玉 みどり
教 育 長	今 村 了 介
総 務 課 長	藤 本 哲 章
政策企画課長	野 口 幸 広
教育委員会事務局長	福 本 道 昭
建 設 課 長	笠 功 祐
会 計 課 長	飛 瀬 和 徳
健康推進課長	園 田 秀 也
農 政 課 長	下 田 朱 美
住民福祉課長	高 宮 喜美男
税 務 課 長	片 島 弘 幸
産業観光課長	今 村 洋 一
水・環境課長	今 村 隆 博
保 育 所 長	山 室 和 夫
定住促進課長	梅 田 雄 治
子育て支援課長	吉 弘 泰 彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長 桐原 恵

議会事務局主幹 佐藤 桂 輔

開会 午前10時00分



○議長（山室昭憲議員） おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから令和5年第3回南阿蘇村議会定例会を開会いたします。

一同、その場に御起立をお願いします。礼。おはようございます。着席ください。

会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マスクの着用については、個人の判断に委ねます。発言される場合は、マスクを外し、マイクを使って御発言をお願いします。会議中の携帯電話には十分御注意をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（山室昭憲議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により2番、岡智則議員。3番、坂田正也議員を指名いたします。



#### 日程第2 会期の決定について

○議長（山室昭憲議員） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月15日までの8日間とし、お配りしております。会期日程のとおりとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 異議なしと認めます。よって、本定例会は会期日程のとおりとし、会期は本日から15日までの8日間と決定をいたしました。



#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（山室昭憲議員） 日程第3、諸般の報告。各委員長及び広域議会議員代表並びに監査委員の報告内容につきましては、タブレットで配付のとおりです。



日程第4 報告第10号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第5 認定第1号 令和4年度南阿蘇村一般会計決算の認定について

日程第6 認定第2号 令和4年度南阿蘇村国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第7 認定第3号 令和4年度南阿蘇村簡易水道特別会計決算の認定について

- 日程第 8 認定第 4 号 令和 4 年度南阿蘇村農業集落排水特別会計決算の認定について
- 日程第 9 認定第 5 号 令和 4 年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計決算の認定について
- 日程第 10 認定第 6 号 令和 4 年度南阿蘇村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 11 認定第 7 号 令和 4 年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第 12 認定第 8 号 令和 4 年度南阿蘇村上水道事業会計決算の認定について

○議長（山室昭憲議員） 日程第 4、報告第 10 号、令和 4 年度決算に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから、日程第 12、認定第 8 号、令和 4 年度南阿蘇村上水道事業会計決算の認定についてまでを議題といたします。それでは、村長に提案理由の説明を求めます。

○村長（吉良清一村長） おはようございます。提案理由の説明の前に一言御挨拶を申し上げます。昨日、金婚夫婦表彰式典とダイヤモンド夫婦の表彰式典がございました。金婚夫婦が 36 組。それから、ダイヤモンド婚夫婦が 23 組です。金婚夫婦の組数を調べましたところ、うちの村が 0.35% です。人口比にすれば、0.35% です。隣接の町村を数字を調べてみますと、0.12 とか 0.18、程度でございますので、うちの金婚夫婦の比率は、隣接の町村よりも 2 倍、あるいは 3 倍多いということでございます。いつまでも、元気な高齢者、御夫婦で、しかも元気でいらっしゃるということは大変喜ばしいことでございますので、引き続き、そうした政策にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、提案理由の説明を行います。本日、上程しておりますのは、決算の報告が 1 件、決算の認定が 8 件、条例の制定、改正、廃止が 6 件、令和 5 年度補正予算が 3 件、村道路線の廃止が 1 件、工事請負契約の締結が 1 件、指定管理者の指定案件が 1 件、以上、21 件となっております。御審議いただき議決をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、各議案について説明申し上げます。まずは、令和 4 年度決算の報告案件です。報告第 10 号、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和 4 年度決算における健全化判断比率及び資金不足率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて報告するものでございます。

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字額はありません。実質公債費比率については、令和 4 年度の比率は 11.

5%となり、早期健全化基準の25%を下回ったものとなっております。

また、将来負担比率につきましては、40.1%となり、これも早期健全化基準の350%を下回ったものとなっております。

続いて資金不足比率についてですが、本村の上水道事業会計、簡易水道特別会計、農業集落排水特別会計、生活排水処理事業特別会計ともに資金不足はございません。

次は、令和4年度の決算認定についてであります。議案書ホルダー内の実質収支に関する調書により説明させていただきます。まず、1ページをお開きください。認定第1号、令和4年度南阿蘇村一般会計決算の認定についてであります。歳入総額が146億6,369万2,990円。歳出総額が137億6,039万9,032円、歳入歳出差し引き額が9億329万3,958円となり、繰越明許費、事故繰越に伴う翌年度に繰り越すべき財源が5,977万1,050円で、ありますので、実質収支額は8億4,352万2,908円となります。

また、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による、基金繰入額として、先ほどの実質収支額の約半分、4億2,200万円を財政調整基金に積立てております。続いて、2ページをお開き願います。

認定第2号、令和4年度南阿蘇村国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。歳入総額が18億6,376万7,209円、歳出総額が18億4,031万8,495円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに2,344万8,714円となっております。

続いて3ページをお開き願います。認定第3号、令和4年度南阿蘇村簡易水道特別会計決算の認定についてであります。歳入総額が3億7,892万5,429円、歳出総額が3億6,645万3,067円。歳入歳出差し引き額が1,247万2,362円となり、繰越し明許費に伴う翌年度に繰り越すべき財源が16万円ありますので、実質収支額は、1,231万2,362円となっております。

続いて4ページをお開き願います。認定第4号、令和4年度南阿蘇村農業集落排水特別会計決算の認定についてであります。歳入総額が5,880万5,347円、歳出総額が5,720万3,514円。歳入歳出差引額が160万160万1,833円となり繰越明許費に伴う翌年度に繰り越すべき財源が62万5,000円ありますので、実質収支額は97万6,833円となっております。

続いて、5ページをお開き願います。認定第5号令和4年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計決算の認定についてであります。歳入総額が7,928万9,980円。歳出総額が7,835万5,907円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに93万4,073円となっております。

続いて6ページをお開き願います。認定第6号、令和4年度南阿蘇村介護保険特別会計決算の認定についてであります。歳入総額が17億5,286万9,203円、歳出総額が16億5,410万5,412円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差し引き額、実質収支額とも、9,876万3,791円となっております。

続いて、7ページをお開き願います。認定第7号、令和2年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。歳入総額が2億3,300万5,404円。歳出総額が2億2,052万4,373円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに、1,248万1,031円となっております。

続いて認定第8号、令和4年度南阿蘇村上水道事業会計決算の認定についてであります。議案書ホルダー内に、上水道事業決算報告書というファイルがありますので、そのほうを御覧ください。

それでは1ページをお開き願います。(1)収益的収入及び支出の決算額では、収入合計が3,860万190円、支出合計が3,826万492円となっております。続いて、2ページの(2)資本的収入及び支出の決算額では、収入合計が952万5,720万円、支出合計が1,095万7,920円となっております。

そして、最後の16ページをお開き願います。令和4年度南阿蘇村水道事業報告ですが、給水人口は609人、年間配水量は17万8,220立方メートルで、前年度より、1万2,390立方メートルの増となっております。経理状況では、水道事業収益が3,678万7,931円に対しまして、水道事業費用は3,571万6,259円であり、差し引き107万1,672円の純利益となっております。資本的収入及び支出では、資本的収入が952万1,920円、資本的支出が1,082万3,920円であり、差し引き130万2,000円の純損失となりました。純損失につきましては、一般会計より補填しております。

以上、決算の認定について、一括して説明を申し上げました。どうぞ認定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(山室昭憲議員) 以上で、認定第8号までの説明を終わります。

○

### 日程第13、決算審査の報告について

○議長(山室昭憲議員) 日程第13、決算審査の報告を代表監査委員の吉里啓文氏にお願いをいたします。

○吉里啓文代表監査委員 はい、代表監査委員をしております吉里でございます。議会選出の橋本委員とともに、令和4年度の決算審査を行いましたので、

私から、決算審査についての意見を申し上げます。

お手元の資料でございます。第1ページを御覧いただきたいと思います。審査につきましては一つの一般会計と七つの特別会計、一つの企業会計について、7月18日から25日までの間、実質5日間で、まず審査の方法により実施しております。

結論から申し上げますと、誤りは認められず、決算は適法且つ適正であると認めました。詳細につきましては、2ページ以降から説明いたします。2ページの表第1の決算の全体規模で言いますと、歳入190億3,035万5,562円、歳出179億7,735万9,800円で、10億5,299万5,762円の残額となっております。一般会計で見ますと歳入146億6,369万2,990円、歳出137億6,039万9,032円で残額の9億329万3,958円を次年度に繰り越すとなっております。

次に3ページを御覧ください。表2、財政収支状況では、歳入から歳出を差し引いた、形式収支、括弧Cですけれども、9億329万4,000円翌年度へ繰り越すべき財源、括弧D5,977万1,000円を差し引いた実質収支、括弧Eの8億4,352万3,000円の黒字決算となっております。

次に5ページの実質公債費比率は、前年度より1.2ポイント増え、11.5%となっております。

次に4ページを御覧ください。標準財政規模は3%から5%程度が望ましいとなっておりますけれども、本村では13.6%と高い数値となっております。財政力指数は1に近いほど財政力が強いと見ておりますけれども、本村は0.22で、前年度より0.01ポイントの減少となっております。

経常収支比率は、75%以下が望ましいとなっておりますが、令和元年度の100.5%に比べれば、94.9%と年々減少傾向にあります。また高い数値を示しております。

実質公債費比率18%以上になると、新たに地方債の発行に国や県の許可が必要となりますが、3か年平均で11.5%と基準を下回っております。以上財政小指数により検討しましたが、熊本地震の影響がまだ残っていることと思っておりますけれども、経常収支比率がまだ高いなど、財政状況の悪化が懸念されます。今後とも自主財源の確保に努め、住みよい村づくりの実現に向けてより一層の行政効果を上げるべく努力をされることを望みます。

次に歳入について説明いたします。6ページの表4を御覧ください。歳入決算額146億6,369万3,000円で、**昨年度比マイナスの15.3%となっております。**自主財源と依存財源につきましては自主財源が27.4%に対して、依存財源が72.6%となっております。依存財源のうち、地方交付税、国県の支出金及び起債が歳入の70.2%を占めており、地方交付税の国や県の

支出金の減額が憂慮される中、さらに財源確保に努めてもらいたいと思っております。

7ページの村税の就業状況です。次に8ページ、収支未済額についてですが、村税関係では5,855万1,000円で、使用料及び手数料関係で、2,713万1,000円であります。税関係では村民税、固定資産税が非常に占めており、使用料手数料では住宅使用料である村の貴重な自主財源であるので、納税者の理解を得られるよう、積極的な取組をお願いいたします。税収は村にとって重要な自主財源で、訪問しながら、未納者の理解を得るべく努力をされ、苦勞も多いと思いますが、今後とも実効が上がるべくさらなる努力を望むものです。

次に不納欠損についてですが、7ページの表5-1によりますと、474万8,000円となっております。地方税法の権利を放棄することで、その適用を厳正に期する必要がありますが、督促の発送や自宅訪問など大変努力をされておりますが、さまざまな理由によりどうしても徴収が不可能な事情状況にあり、税法の規定によりやむを得ないとも思います。調定及び帳簿の整理については、調定を必要とする部署は常に整理し指定しておく必要があります。今回の各課等の説明については、統一様式が統一され資料等も整理がなされておりました。今後とも、適正な事務処理をお願いいたします。

次に、9ページの歳出について説明いたします。一般会計の決算額は137億6,039万9,032円で、予算現額の87.8%の執行率であります。前年度より0.1%の増額となっております。表6中の総務費は、ふるさと寄附金関連業務の増、農林水産業費は、飼料高騰対策支援補助、農業資材等緊急対策事業の増、商工費は新型コロナ対策公園温泉経営安定化助成金、あそ望の郷機能拡張事業の増、教育費は、白水小学校整備事業の増、公債費は、災害復旧事業費、合併特例事業債、過疎対策事業償還金の増となっております。歳出を性質別に見ますと、表7のとおりとなっております。

次に、11ページの表8により、起債ですけれども、4年度末起債残額は220億8,901万6,000円となり、前年度から7億6,078万7,000円の減額となっております。決算については、交付税算入される有意な起債に限られていますが、一般対策事業債の減額に工夫が必要と考えられます。12ページの不用額の処理についてですが、決算書の事項別明細書の中で、不用額の部分が見受けられますが、予備費の不用額が全体の46.41%あります。

基金の運営状況について、以下に記載のとおりですので、次に特別会計について説明いたします。まず13ページ国民健康保険特別会計についてですが、歳入総額18億6,376万7,209円、歳出総額18億4,031万8,495円で差し引き残額2,344万8,714円です。また収入未済額が7,27

2万8,138円、不納決算額844万8,130円となっています。

総医療費は15億3,833万9,000円で、前年度より42万7,000円、0.03%の増となっています。1人当たりの医療費は49万5,000円と昨年度より2万4,000円、5.1%の増額となっております。今後とも、高齢化の進展や輸送の高度化等に伴い、医療費の増加が強く懸念されます。住民の健康づくりや各種検診の啓発などを進め、今後とも医療費削減に取り組んでいただきたいと思います。多額の収入未済額や不納決算額が計上されておりますが、粘り強く滞納者と向き合い収入未済額の減少に努めていただきたいと思います。

次に、15ページ簡易水道特別会計についてですが、歳入総額3億7,892万5,429円、歳出総額3億6,645万3,062円で差し引き残額が1,247万2,362円です。収入未済額2,528万7,750円です。熊本地震による被害を受けましたが、令和4年度で復旧事業も完了しております。今後施設の老朽化が出てくるので施設の管理について検討を進めていただくとともに、収入未済額があるが、新使用者負担の原則により、公平を喫するようお勤めいただきたいと思います。

次に、16ページ農業集落排水特別会計についてですが、歳入総額5,880万5,347円、歳出総額5,720万3,514円で、差し引き総額160万1,833円です。収入未済額53万3,000円です。この事業は水源の水質を守り集落の環境保全が目的であります。各家庭はもちろん、新規加入者、ペンションなど理解を求め、つなぎ込みの推進に努めていただきたいと思います。供用開始から16年が経過し施設等の老朽化が出てくるものと思われませんが、使用者への影響が最小限になるよう効率的な維持管理に努めていただきたいと思います。収入未済額が53万3,000円と少額でありますけれども、使用者の理解を得ながら、徴収に努めていただくようお願いいたします。

次に、17ページ生活排水処理事業特別会計ですが、歳入総額7,928万9,980円。歳出総額7,835万5,907円で差し引き残額93万4,073円です。収入未済額171万1,860円となっております。この事業は環境保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的に実施されております。令和4年度では、個人設置型35基、転換9基、新設26基に補助金1,583万4,000円が支出されております。市町村設置型は令和元年度で終了しており、令和4年度は、維持管理費について支出がなされております。収入未済額が171万1,860円ではありますが、使用者の理解を得ながら徴収に努めていただくようよろしくお願いいたします。

次に18ページ介護保険特別会計についてですが、歳入総額17億5,286万9,203円、歳出総額16億5,410万5,412円で差し引き残額は

9,876万3,791円です。収入未済額857万295円でございます。村の高齢化率は43.25%であり、年々、保険給付費が伸びております。今年は前年度より1.3%の減となっております。今後は、住宅支援対策や予防、介護予防の積極的に取り組む必要があります。保険料の収納状況は特別徴収100%普通徴収90.2%、滞納繰越し分4.8%となっております。多額の収納未済額がありますが滞納者へ納品を促す各種の方策を取り入れ徴収に努力を望むものです。

次に20ページ後期高齢者医療費特別会計についてですが、歳入総額2億3,300万5,404円歳出総額2億2,052万4,373円で、差し引き総額1,248万1,031円で、収入未済額80万4,000円です。保険料徴収率は99.69%で、前年度より0.31%増加しております。他の税や量に比べると高い種収納率であります。今後とも被保険者の増加が予想されるため、さらなる収納率の向上に努めてもらいたい。

最後に21ページ、上水道事業会計ですが、収益的収支及び支出で総収益、3,678万7,931円に対し、総費用で3,571万6,259円、差し引き107万1,672円の純損益となっております。また資本的収支及び支出で総収入952万1,920円に対し、総支出1,082万3,920円となっており、差し引き130万2,000円のマイナス計上となっております。一般会計から1,347万1,000円の補助を受けておりますが、耐震復旧関連によりやむを得ないと考えております。水道料金の未収金が242万1,850円となっておりますが、財源確保の使用者負担後期を期するため、利用者の使用にさらなる未収金の解消に、一層に努力を望みます。

最後に結びといたしまして、令和4年度一般会計特別会計、公営企業会計それぞれの決算基金の運用状況とあわせて、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、財政表等について審査を行いました。審査の結果それぞれの項目で記載しておりますが、総体的な部分について意見を含めて審査時に指摘しておりますので、省くことといたします。各課、小、局ともに計数等に誤りはなく、関係指標も全体的に整理され、会計処理は正確であるということを確認しました。しかしながら審査の際に、予算執行過程の質問について、担当者より的確な納得いく答えが得られない科目もありました。また、村よりの各種団体への補助金が規則要綱に沿って交付されておりますけれども、その補助金額以上の額が次年度へ繰り越されている事例がございました。再度交付に対して検証が必要と思います。全体的に村民の信頼を失うことのないよう指摘をしておきます。行政事務について全体的には、村民の理解と行政担当者の日頃の努力により、厳しい財政状況の中、震災関連も含め、計画された事業を適切に執行されております。財政収支の禁止を保持に留意し、無駄を省く、経費の削減に

努め超高齢社会が進むなか、福祉、農業振興、土木教育、消防等、各分野へのきめ細やかなし、諸々の施策が着実に執行されていることは当然ということとはいえ、高く評価をするものでございます。

財政状況については財政の弾力性を示す経常収支比率は94.9%と昨年度に比べ改善をしております。合併特別期間の終了により地方交付税の減少や災害復旧事業に伴う負担の増加など、厳しい財政状況にあることから、将来的に健全財政を維持するためには、人件費、団体等の補助金、扶助費等の経常経費の見直しと削減に取り組む必要があると考えます。起債を有した各種事業を実施され、地方交付税に算入される有意な起債が利用されていますが、一般財源の負担も相当増えております。新規事業については十分な検討がなされ、慎重な取組を求めるとともに、議会の議決を得て予算化されている事業についても、今必要なのか、少し先延ばししてもいいのではと、再検討を行いながら執行されるべきだと考えております。

熊本地震で当初においても多大な被害を受けましたが、JR豊肥線が全線開通、また国道57号線、新阿蘇大橋等が開通し、さらには南阿蘇鉄道が完全復旧し、復旧・復興へ向けて大きく前進していると感じられます。しかしながら住民の方の中には、現在も至っても震災による生活再建が厳しい状況の中、一昨年からの新型コロナウイルス感染拡大により、本村経済の落ち込み相当なものがあり、さらなる試練に見舞われております。村においても、住民の方々が安心して生活再建への道筋が立てられるよう政策をお願いいたします。令和4年度財政健全化審査意見書、令和4年度公営企業会計経営健全化意見書等につきましては、先に配付しておりますので、ここでは割愛させていただきます。終わりに今後、財政が厳しくなると予想されますが、国県の施策等も勘案しながら、もろもろの課題を解決し、議会、執行部それぞれの立場で活力ある村づくりを目指して、議論を深め安心して心豊かに住める村づくりにつながることを切望し、結びといたします。以上で終わります。

○議長（山室昭憲議員） 以上で、決算審査の報告を終わります。監査委員におかれましては、長期にわたる決算審査ありがとうございました。暫時休憩いたします。

-----○-----

午前10時33分 休憩

午前10時33分 再開

-----○-----

日程第 14 議案第 50 号 南阿蘇村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第 15 議案第 51 号 南阿蘇村下水道事業の設置等に関する条例の制定について

- 日程第 16 議案第 52 号 南阿蘇村地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 53 号 南阿蘇村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 54 号 南阿蘇村保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 55 号 南阿蘇村結婚相談事業条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 56 号 令和 5 年度南阿蘇村一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 21 議案第 57 号 令和 5 年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 22 議案第 58 号 令和 5 年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 23 議案第 59 号 村道路線の廃止について
- 日程第 24 議案第 60 号 工事請負契約の締結について（令和 5 年度 道の駅「あそ望の郷くぎの」隣接公園南側駐車場造成工事）
- 日程第 25 議案第 61 号 指定管理者の指定について

○議長（山室昭憲議員） 再開いたします。日程第 14、議案第 50 号、南阿蘇村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてから、日程第 25、議案第 61 号、指定管理者の指定についてまでを議題といたします。それでは村長に提案理由の説明を求めます。

○村長（吉良清一村長） それでは、引き続き提案理由の御説明をいたします。

次からは条例案件です。まず、議案第 50 号、南阿蘇村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてであります。本議案は、平成 31 年 1 月の総務大臣通知により、簡易水道事業及び下水道事業について、公益企業会計の適用拡大に向け、人口規模を問わず、令和 6 年度までに、全ての団体が公営企業会計に移行することの要請に伴い、本村の簡易水道事業について、令和 6 年度から地方公営企業法の規定を適用するため、この条例を規定するものであります。

次に議案第 51 号、南阿蘇村下水道事業の設置等に関する条例の制定についてであります。本議案は、前議案と同様に、農業集落排水事業及び生活排水処理事業について、令和 6 年度から、地方公営事業法の規定を適用するため、農業集落排水事業と生活排水処理事業を下水道事業として、一本化した上で、下水道事業の設置について規定するため、この条例を制定するものであります。

次に議案第 52 号、南阿蘇村地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。本議案は、簡易水道事業と下水道事業に

地方公営企業法の規定を適用するため、役場課設置条例、生活排水処理事業基金条例、生活排水処理事業減債基金条例、農業集落排水事業減債基金条例、簡易水道基金条例について、所要の改正を行うものとともに、生活排水処理事業特別会計条例、簡易水道特別会計条例及び農業集落排水特別会計条例を廃止し、あわせて、上水道事業の設置等に関する条例について、条文整理等の改正を行うものでございます。

次に議案第53号、南阿蘇村放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は放課後児童支援員の配置数について、令和2年4月1日施行の基準省令の改正に伴い、南阿蘇村放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例を一部改正する必要性が生じたため、その議決を求めるものであります。

改正内容は、省令で定める従うべき基準が、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる参酌すべき基準に改められることによる、村の当該設置数の基準見直しを行うものであります。

次に議案第54号南阿蘇村保健センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、施設名称に関する条文整備のため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号、南阿蘇村結婚相談事業条例を廃止する条例の制定についてであります。本議案は、休止状態にある現在の南阿蘇村結婚相談事業に代わり、新制度となる南阿蘇村婚活サポーター事業実施要綱を制定するため、廃止するものであります。新制度は、結婚相談員による結婚相談事業に代わり、婚活サポーターによる地域の未婚の男女支援を目的に、新たな出会いの機会の創出、取組を行う事業です。

次からは補正予算になります。まずは、議案第56号令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算第5号についてであります。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ1億8,644万7,000円を増額し、総額を123億1,152万8,000円とする補正予算であります。

主な歳出の補正内容につきましては、総務課において、DX対応設備購入及び地籍情報管理システム導入事業などにより1,524万5,000円の増額。

民生費において、LPガス使用世帯への支援事業及び住民税非課税世帯給付金事業の増額、また、介護基盤緊急整備特別対策事業などにより3,724万1,000円の増額。

衛生費において、農業集落排水特別会計繰出金などにより、171万4,000円の増額

農林水産業費において、旧久木野庁舎当直室改修事業及び農業資材等緊急対

策事業などにより4,000万4,000円の増額

土木費において、村道等維持補修事業により3,900万円の増額

教育費において、小学校施設改修事業及び中学校給食センター備品購入事業などにより1,531万8,000円の増額。

また、今回補正予算の主となる災害復旧費において、農地、農業用施設災害復旧事業及び公共土木災害復旧事業の追加により1億3,241万9,000円の増額としております。

主な歳入補正の内容につきましては、農地等災害復旧費などに伴う国庫支出金8,207万円、介護基盤緊急整備特別対策事業などに伴う、県支出金2,728万2,000円、前年度決算に伴う繰越金1億7,002万2,000円を追加計上しております。

また、災害復旧事業債等により村債1億1,719万円を増額しております。

次に、議案第57号、令和5年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算第1号の認定についてであります。失礼しました。農業集落排水特別会計補正予算第1号についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ159万円を増額し、総額を963万3,000円とする補正予算であります。主な補正内容につきましては、歳出で、農業集落排水事業に伴う工場検査経費等の追加、歳入で前年度決算に伴う繰越金の増額となっております。

次に、議案第58号、令和5年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第1号についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ8,724万円を増額し、総額を17億6,624万円とする補正予算であります。

主な補正内容につきましては、歳出で、前年度精算に伴う国庫支出金等過年度返済金の増額、歳入で前年度決算に伴う繰越金の増額となっております。以上が補正予算に関する提案説明でありました。

続いつきまして議案第59号村道路線の廃止についてであります。当該路線は、黒川地区の震災ミュージアム付近に位置し、熊本県が広域連携交付事業により、道路整備を行い、令和5年7月13日から一般県道河陰阿蘇線として、供用を開始したことにより、村道を廃止する必要があることから、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号、工事請負契約の締結についてであります。本議案は、令和5年度道の駅あそ望の郷くぎの隣接公園南側駐車場造成工事の工事請負契約の締結についてであり、予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結となることから、南阿蘇村議会の議決にすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき提出するものでございます。

工事の内容につきましては、第1期工事で整備しました南側駐車場内の仮設

道路の撤去及び配水、電気設備等の工事を行うものであります。契約の金額及び契約の相手方などは記載のとおりでございます。

最後に、指定管理者の指定案件です。議案第61号指定管理者の指定についてであります。本議案は、新阿蘇大橋展望所ヨ・ミュールについて、指定管理者の選定の結果、指定管理者候補を決定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものであります。選定しました候補者は、合資会社喜多食品、代表社員大塚清信氏であります。

指定期間は令和5年10月1日から令和8年3月31日までとなります。

以上が、提案理由の説明であります。足早な説明でありましたので、各常任委員会で御質問を頂戴し、詳細に説明を申し上げたいと思っております。御理解をいただき、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山室昭憲議員） 以上で、今回、執行部から提案されました。全議案についての説明を終わります。

お諮りします。認定第1号、令和4年度南阿蘇村一般会計決算の認定についての審査は、各常任委員会に付託して審査とし、認定第2号から認定第8号につきましては、所管する文教厚生常任委員会に付託して審査することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲議員） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第8号につきましては、各常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

## 日程第26 一般質問

○議長（山室昭憲議員） 日程第26、一般質問を行います。発言の通告がっておりますので、これより、順に質問を許します。質問される方は、要点を簡潔にお願いをいたします。答弁される方は、質問内容についての的確に答弁をお願いをいたします。なお、質問時間は、お1人20分以内となっておりますので、御承知願います。

4番（河内克也議員）の質問を許可します。

○4番（河内克也議員） 4番、河内です。議長の許可をいただきましたので、質問を行います。2問ありますので、議長、一問一答方式の許可をお願いいたします。

○議長（山室昭憲議員） はい、許可します。

○4番（河内克也議員） ありがとうございます。またこれは事前に議長の了解をいただき、質問補助資料を作成し、サイドブックに掲載していただいております。資料を活用しながら、簡潔簡明な質問にいたします。それでは質問に

入ります。

小中学校部活動及び地域クラブ活動の在り方と環境整備支援について、今回は、小学校関係の質問です。熊本県教育委員会は、4年前、平成31年3月末までに、県下の小学校で行われていた運動部活動を廃止し、社会体育へ移行する方針を出し、現在に至っています。この補助資料の真ん中ほどに、イラストで表現しております。

我が南阿蘇村では、放課後きらめくクラブとしての学校単位の活動と総合型地域スポーツクラブとしての地域の方々、保護者の協力で、陸上競技、野球等が活動を行っています。これも資料の上のほうに、私の思いをまとめていますが、読み上げはしません。

当然ながら、クラブ活動は教育です。成長期、1番大事なときに、身体、心を鍛え、文化、芸術活動とあわせて、スポーツを通して、青少年健全育成を図ることが出来ます。そして、本来どの子どもどの児童も、どんな部活でも、安心して安価で取り組めるものであるべきだと考えます。

繰り返しですが、あくまでも運動部活動は、教育活動の一環として、教育委員会、学校が現状をしっかりと把握し、児童にとって何がベストかという指定を最優先し、児童、保護者、そしてお世話になっている指導者の視点での検討、改善が必要だと私はいつも考えております。

そこで、1問目に、教育委員会は、現在のクラブ活動状況等をどう把握され、課題、会費、運営費、練習場所、指導者の御負担等について認識し、課題、問題点について、具体的対策をどう講じていく考えであるのか、お聞きいたします。

第2に、3月定例会で条例改正が議決され、10月から施設使用料が改定されます。村内施設の使用料金が見直され、値上げになることは、提案理由の説明のとおり、行革の一環で、受益者負担の原則、全体的な見直しは、問題はありません。私も、条例改正案に賛成をしました。

しかし、村の多くの児童が利用する場合は、減免と検討が必要です。村の宝、子どもたちの立場から考える必要があります。子ども、保護者の大幅な負担増については、我々は議論し、前後策を考える必要があるようです。

村内の運動クラブのうち、学校の体育館等、屋内施設を利用しているクラブは、大きな影響はないかもしれませんが、私の試算では、陸上競技、野球、サッカー等が平日夜を中心に、ナイター施設を利用しており、利用児童数は約95名ぐらいで、ナイター照明料金が現在の倍以上となり、非常に高額となります。

今、このナイター使用料は、子どもたちの会費で賄われており、会費はこの施設利用料、ユニフォーム、道具、試合参加の交通費等に使われており、指導

者の先生方は、ほぼボランティアです。無給です。

子どもたちに目を向けますと、経済的に厳しい家庭もあります。改定されて、使用料を払うには、会費の値上げが必要で、会費の値上げをするならば、支払いが厳しくなり、クラブをやめざるを得ない児童家庭もあり、また、未来のある子どもたちがクラブに入れないといいことが考えられます。この状況を村は対応をどう考えておられるのか、お聞きいたします。以上です。

○議長（山室昭憲議員） 今村教育長。

○教育長（今村了介教育長） 教育長の今村です。質問事項、小中学校部活動及び地域クラブ活動の在り方と環境整備支援、小学校についてお答えいたします。

まず、質問の要旨1教育委員会は、現在のクラブ活動状況を把握し、課題について認識、具体的対策をどう講じていく考えであるかについてですが、平成27年3月、熊本県教育委員会から出されました、児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針に基づき、本村の小学校でも、運動部活動を社会体育へ移行することを前提に、平成29年4月に設置された南阿蘇村立小学校運動部活動検討委員会では、教育的意識が失われないために、移行後の児童スポーツ活動指針を策定し、従前の社会体育スポーツと区別するため、小学生地区文化、スポーツ活動と称し、児童の健全育成等、運動機会の確保を狙いに平成31年4月に、社会体育移行と同時に、クラブ南阿蘇に小学生指導部、指導者部を設置いただき、放課後きらめきクラブとして、その後、運営部隊としてお願いをしております。

これは、本人や家庭の事情により、社会スポーツ、文化活動の各組織団体に参加出来ない児童が生じることが考えることから、各小学校を単位とする参加しやすい文化スポーツ環境を用意する必要があると考え、また、児童が生涯にわたってスポーツ文化に親しむ基礎を育む時期であり、勝利主義ではなく、児童の発育発達に応じた適切な運動を行うことが大切であることも鑑み、子どもたちの放課後活動を主眼とした運営を委託し、現在に至っております。

現在、小学生地区文化スポーツ活動については、各小学校において4年生以上、平日の2日以内、放課後2時間程度の活動が行われていますが、加入者は、年会費2,000円、月の会費が1,000円を負担され、子どもたちの運動部活が行われております。従前からの社会スポーツ活動団体の会費や指導者の負担等については、把握はしていませんが、運営方針、規則等により運営されていますので、家族の間では、希望するクラブの方針を理解された上で、各クラブに所属して活動されていると思われまます。

なお、現在クラブ南阿蘇に所属する地域クラブですが、8団体108名、体育協会に6団体83名が所属し、活動しております。練習会場は、村内の体育

施設や学校施設などを利用しております。

活動内容を固定せずに、全ての児童が、さまざまなスポーツや文化活動を体験することのできる場所を確保し、地域指導者が放課後の時間帯に、児童が通う学校に出向き、季節や状況に応じた運動種目や文化活動を設定してスポーツや文化の他の楽しさを体験的に、味わう活動を中心であるため、本来ならば、社会体育スポーツクラブで活動していない全ての児童に参加いただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたが、本人や家庭の事情により、社会スポーツ、文化活動の、各組織団体に参加出来ない児童については、クラブ南阿蘇が受皿となり、安価で多種多様な活動を展開していただいております。それでも、家庭の事情等により、活動等を出来ない、できる子どもそして出来ない子どもの二極化の課題ではありますが、放課後におけるスポーツ活動等南阿蘇村児童放課後活動助成金制度、年会費の3分の1を助成していますが、それらの助成金も活用いただき、今後も子どもがスポーツや文化活動を安心して取り組めるよう、学校を通じまして、継続して周知徹底を図り、多くの子どもたちが参加活動できるよう、推進してまいります。

次に、質問の趣旨2でございます。施設使用料改定でナイター照明料金が利用クラブでは高額となるが、村は対応をどう考えているかについてですが、施設の使用料改定につきましては、行政改革の一つとして取組を進めている公共施設使用料の適正に伴い、南阿蘇村使用料審議会からの答申に基づき、使用料等の変更を令和5年第1回の議会定例会に上程し、可決をいただいております。

施設の使用料改定の背景としましては、公共施設の維持管理運営に要する大きな負担となっております。引き続き、良質な公共サービスを継続して、提供していくとともに、その公平性を確保するため、施設利用者からの相応の使用料を徴収、いわゆる受益者負担の適正化を図る必要がございます。

ナイター使用料につきましても、現行1時間当たり250円から500円に料金を改定しております。現在、ナイター使用につきましても、村内利用者にも負担をいただいているところでございます。ナイター照明につきましても、電気代も高騰しており、受益者負担の適正化を図る観点からも、利用者から負担をしていただきたいと考えております。

ただし、ナイター照明以外の施設利用につきましては、施設ごとの事情に応じ、基準から逸脱しない範囲で、個別に定めていきたいと考えております。その中で、村内小中学校の児童生徒の利用につきましては、中学校の部活動及び村所属のクラブ等の活動で利用する場合は、免除及び減免ができるよう、現在教育委員会で協議、検討しております。最後になりますが、施設利用につきましては、社会状況の変化等に伴う、村民ニーズもさらに多様化していくことも

予想されます。公共施設は、村民の大切な財産であるという認識のもと、施設整備に際しても適切に実施してまいります。以上、答弁を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 河内議員。

○4番（河内克也議員） 4番、河内です。今の状況活動状況は、答弁からよく分かりました。課題もあります。適切な対応をお願いいたします。そして2番目の質問の答弁で、教育長が言われましたように、光熱水費の高騰、電気料も高額となっています。言われたように10月からの値上げは、受益者負担の原則からも、使用料の値上げは当然ですが、先ほど申し上げましたように、問題点課題は、子どもたちが使うナイター照明使用料です。

子どもたち、保護者への大幅な負担増です。白水グラウンド照明料は、子どもたちが陸上競技野球サッカーで使用しています。私の試算では、先ほどは倍以上と言いましたが、今の5倍から10倍になります。

是非、影響を計算分析していただきたいと思います。使用料条例14条に、免除、減免の条項がありますが、このケース減免は必要だと考えます。心配されているこれは心配されている保護者の希望声です。照明料減免基準を定め、減免基準という他の自治体にあります。を定め、14条を適用していただくべきだと考えます。子育てに力を入れている南阿蘇村は、この減免をやるべきです。教育長はもう、体育会系スポーツマンで、村のスポーツにも詳しい方です。

もう一度教育長にお聞きいたします。

○議長（山室昭憲議員） 今村教育長。

○教育長（今村了介教育長） 今、河内議員から再質問いただきました。グラウンドでの夜間照明を利用して活動している子どもがですね、所属しているスポーツクラブについては、村の将来を担う子どもたちが少しでも多くのスポーツに触れ合いそして、成長していく過程の中で、やりたいスポーツがあるのにその選択したスポーツが負担増となり、やりたいけど諦めざるを得ないなどの諸事情も勘案していかなければなりません。

照明料に限らず、各施設等使用してスポーツにうち込む子どもたちが所属するクラブ等の使用料徴収についても、あわせて考えていかなければなりません。保護者の負担軽減も図られ、子どもたちの現実思い、そして、将来に向かっての夢をできる限りサポートできるように、減免規程等を作成するなど、早急に検討に入りたいと思います。以上で終わります。

○議長（山室昭憲議員） 河内議員。

○4番（河内克也議員） はい、4番河内です。減免基準等を作成しということ、少し安心をしております。通告書に最後に答弁者に村長って書いておりました。村長にお尋ねします。昨夜、ちょっと義理の兄が救急車で運ばれた関係で夜遅く白水グラウンドの横を通って、今の状況を見てきました。

ちょうどサッカー部が練習をしてました。子どもたち、女の子を含めて、約40名がサッカーの練習をして、きらめき輝いて末はJリーガーそしてワールドカップ出場を狙うというのは、すごい動きをやっておりました。グラウンド状態を見ますと、サッカーが全面使うというのは、ちょうど今、芝のところがあありますが、芝が伸び過ぎて管理が出来なくて、球が転がらないんです。ですから、泥の上で土の上でやらざるを得ないから全面を今使っておられました。

そういう状況あり、また、サッカーが全額ナイター使用料払っていますが、ランニングで来られてる方もおられ、そのナイター使用料で利用される。

また、野球、ソフト、ちょっと練習をされる方もサッカーの負担でやっておられる。そういう状況でありました。で、申し上げたように子どもたちの姿を見たら感動しましたし、これは何とかしなければという強い思いがあります。

私の試算です。これはあくまでも私の計算ですが、サッカー部が会費1か月2,000円取られてます。で、ナイター使用料が払われたら年間活動費の約70%がナイター使用料に持っていかれます。野球の場合は71%ぐらい持っていかれます。陸上競技は40%ぐらいです。

金額的にも、これはあくまでも私の試算です。サッカーで2時間使って、2,000円の4,000円、1回ですね。月12回使います。となると、現在、年間7万2,000円が57万6,000円になります。57万6,000円です。

そういった金額から見ても、これは村の宝の子どもたちのことを考えて、我々はもちろん議論しなければならぬという思いで、ここに立っております。最後に村長のお気持ちをお聞きいたします。

○議長（山室昭憲議員） 吉良村長。

○村長（吉良清一村長） それでは今の御質問に、私の考えをお話しますけれども、10月から公共施設の使用料の改定を行うこととしております。

これまで村の使用料審議会、使用料審議会で審議をいただきまして、そして答申をいただいたわけですね。その座長が県立大の先生でしたけれども、これまで南阿蘇村は、公共施設の使用について無料と多くの施設が無料で使われていたと、こういうことをこれからは続けていると、村は大変なことになりますよというような指摘を受けまして、隣接、周りの自治体はですね、もうほぼ、使用料は取っております。

うちの村だけがですね、無料で使っていたという状況がございます。それで、先ほど教育長が説明しましたように、公平性、それから、受益者負担の適正化、こういうことを踏まえてですね、やはり公共施設からは、相応の使用料を取ることが、この南阿蘇村にとって必要であるというふうに判断をしまして、

改定と、10月からの改定と行ったわけであります。その辺のところは御理解をいただければと思います。

河内議員から大変いい質問をしていただきました。よく計算もされてですね、児童、生徒たちが大変苦勞しますよという、指摘をいただいております。このことは、執行部としましてもですね、本当に重く受け止めております。

未来の未来を担う子どもたちに、そうした負担は、相応の負担と申しますけれども、そこら辺は、その辺は、免除、それから減免、それから免除、減免、これをですね、最大限に生かして、なるべく負担を軽くして、子どもたちがスポーツに進む得るような環境を整えていきたいと考えております。以上です。

○議長（山室昭憲議員） 河内議員。

○4番（河内克也議員） はい2問目に入ります。簡潔にいきます。南阿蘇村歴史民俗資料館の望ましい在り方について質問いたします。

村外で発掘された重要な文化財、貴重な公文書、戦前線中の生活用品、昔の民具、農耕具等を収集展示している歴史民俗資料館は、分類上は博物館に分類され、展示資料を通じて、文化、歴史、自然を考え学ぶ場であります。現状を見てみますと、補助資料Bに写真があります。ちょっと私さ、私が下手な、撮影で、ちょっと見にくいんですが、前の長陽庁舎の奥まったところにあります。南側の奥まったところにあります。外観と内部の展示室の写真です。状況です。

ご覧のとおり所せましとおかれています、そしてほこりをかぶっています。現在は来館者もほぼなく、空調もないと思いますので、保存状態も、保存状態も心配です。

旧久木野村では、私がちょうど職員40年前、担当のときに、村内に提供を呼びかけ、多くの村民の皆様にご協力いただき、収集しました。曲げわっぱ、アルミの弁当を持ってきていただいたお母さんは、私に戦時中の苦勞話をされました。農耕具を提供いただいたおじいちゃんは身振り手振りで使い方を教えていただきました。旧白水村、旧長陽村も一緒だと思います。大切大事な旧3村の資料がここに集められています。今こそ提供いただいた先人たち、先輩方、村民の思いを大切にしなければと思います。私は、歴史民俗資料館を3村合併後、何とかしなければと考えてきました。予算は最小限で、これからの望ましい歴史民俗資料館の在り方について、今後、議論していきたいと思います。

村の総合計画、施策ナンバー15にも、歴史文化遺産の継承、保存活動等芸術文化活動の充実とうたわれています。村はどのような視点に立って、この状態、課題を解決していく考えであるのか、教育長にお聞きいたします。以上です。

○議長（山室昭憲議員） 今村教育長。

○教育長（今村了介教育長） 村の歴史民俗資料館の望ましい在り方についてお

答えいたします。まず質問の要旨、村はどのような視点に立って課題を解決していく考えであるかについてでございます。

昭和60年に建設されました歴史民俗資料館は、築38年が経過しております。旧長陽庁舎の奥まったところに施設はございますが、旧久木野村、旧白水村の両資料館が施設解体により、旧長陽村の歴史民俗資料館等とあわせて、両施設の資料等も、現在の資料館に集めて就農をされております。

先日、私も管内を見に行きましたが、旧3村の膨大な資料等については、文化財保護委員にお願いしまして、種者選択されたものが展示されているところですが、提供いただきました、村民の皆様方の貴重な資料や中には、県の重要文化財に指定されている展示物などもあります。陳列はなされておりますが、スペース的には煩雑さを感じたところでございます。

そして、それでも、陳列出来ないものは倉庫に収納されている状況でありました。議員御指摘のとおり、村の貴重な文化、歴史、自然を物語上では、これからも大切に保存していく必要がございますが、今の資料館のスペースでは、収納する上でも限界を超えており、今後も提供いただいた場合などを考えますと、現地に増設するか、もしくは新たな場所に移転整備するかなどを検討していく必要がございます。歴史文化資料等は、これからの南阿蘇村を物がたっていく上でも大切な宝であり、これからも大切に保管し、後世に継承していくことが大事であります。

築38年が経過し、施設の老朽化とともに、展示スペースに空きがない状態であり、これから先も収蔵する歴史民俗資料等を提供いただいても、展示が出来ない状況です。その上、空調設備等もないことから、夏冬の観覧及び資料収蔵環境保存にも悪い状況にあります。

また、現地の立地条件を考えますと、動線的には、現庁舎周辺への移転、もしくはLOOPみなみあそ周辺が理想的ではあると考えるところですが、そうなりますと多額の建設費等も伴いますので、教育委員会としましては、現在作成中の文化財保存活用地域計画の中に、村歴史民俗資料館の今後の在り方について、構想及び計画を盛り込み、その中で移転が必要との見解となれば、財政当局とも協議しながら慎重に進めていきたいと考えております。

あわせて文化財等を保護する観点からも申し上げ、述べさせていただきますと歴史、文化等の正しい理解と将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、保存が適正適切に行われますよう、関係法等の趣旨の徹底に進めていくことが肝要であります。

河内議員から御質問いただき、改めまして今後の歴史民俗資料館の在り方について、教育委員会としても考えさせられた次第でございます。いずれにいたしましても、貴重な歴史民俗資料を収蔵する施設として、さらには、地域に開

かれた価値観を見いだせる施設として、後世につなぐために再生できるよう取り組んでまいります。以上で答弁を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 河内議員。

○4番（河内克也議員） 4番、河内です。資料館のあるべき姿、私の考えをこの資料のほうの下の方に書いてあります。これも読み上げません。私はもう、できるだけお金をかけなくて、みんなで議論をしてということです。今の歴史民俗資料館を再生していくという意気込みを教育長からお聞きしうれしく思っております。答弁で現在策定中の文化財保護活用地域計画の中に、望ましい在り方を検討していくということでした。文化財保護委員さん方の意見も聞いていただきながら望ましい在り方について、コースを求めていただきたいと存じます。

最後に、条例についてお聞きいたします。資料館がある自治体では、条例がない場合もありますが、計画が具体化していったら、どうしても位置づけが必要です。やはり、村歴史民俗資料館条例は必要だと最終的に考えますが、その点教育長いかがでしょうか。

○議長（山室昭憲議員） 今村教育長。

○教育長（今村了介教育長） お答えいたします。村歴史民俗資料館条例につきましては、県内で条例を施行して、資料館等を運営している自治体等の研修も含めまして、文化財保護活用地域計画の中で、今後の在り方についても構想、計画を盛り込む中でですね、一緒に十分検討させていただきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（山室昭憲議員） 以上で、4番（河内克也議員）の質問を終わります。ここで休憩をいたします。再開を11時25分、よろしくお願いいたします。

-----○-----

午前11時17分 休憩

午前11時25分 開始

-----○-----

○議長（山室昭憲議員） 再開いたします。12番（橋本功議員）の質問を許可します。橋本議員。

○12番（橋本功議員） 議長2問の質問がありますので、一問一答の許可をお願いいたします。

○議長（山室昭憲議員） 許可します。

○12番（橋本功議員） ありがとうございます。質問通告書に従いまして、2点について質問させていただきます。

会計年度任用職員制度について、保育施設整備計画の今後についてのお尋ね

をするものであります。村長はじめ執行部の皆様、誠意のある御答弁をお願いいたします。

まず、総務省は、地方公務員の人件費削減を目的として地方交付税の減額などをチラつかせ、平成の大合併は全国市町村3,274から1,556の市町村が消えて、現在は、1,718市町村になりました。

また、南阿蘇村が誕生して18年になります。自治体に対する行政の多様化によって、業収量は増大し、業務を臨時、非常勤職員を増やすことで対応してきております。こうしたことから、本村に働く臨時非常勤職員、嘱託職員を恒常的で、専門性が要求され、行政の重要な担い手と拝察をいたします。2017年、地方公務員法と地方自治法は、改善、改定され、2020年4月から、自治体の非常勤職員に会計年度任用職員が導入されることになりました。今回の法定改定は、会計年度任用職員という最長1年の短期契約の公務員が新設されたものであります。

改正の主な点は、地方公務員法の改正により、一つ目として、特別職、非常勤任用の厳格化、二つ目として、会計年度任用職員制度の創設、三つ目として、会計年度任用職員制度に関する手当支給規程の創設であります。任用要件を地方自治法の規定で非常勤職員の報酬、費用弁償のみで、手当支給の対象となっていないことを理由に、会計年度任用職員制度を創設し、期末手当、退職手当などが支給になりました。これに追い打ちをかけて、会計年度任用職員に勤勉手当を支給を可能とする規定は、勤勉手当支給を地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月に公布され、令和6年4月から施行されます。

特別職、非常勤の会計年度職員の意向で、地方公務員法が全面適用され、労働基本法の制限や労働条件、月採用期間が生じることであります。

それでは、質問させていただきます。1点目は非正規職員について、職種や職位別の配置数、正規職員の配置状況についてお尋ねをいたします。自治体で働く非正規職員、公務員の待遇改善を進めるために、会計年度職員制度が始まっております。ボーナスや退職手当などを支給できる制度に、来年4月から、勤続手当を支給されることになりました。改正法施行に向けて、勤勉手当支給で、自治体の負担は重くなりますが、試算はどれくらいでしょうか。

また、条例改正等が必要になります。行政を担っている会計年度任用職員は168人、正規雇用職員160人と伺っております。会計年度任用制度が導入された背景には、正規職員と同等の仕事任せながら、賃金の3分の1から半分程度、年休など、休暇制度でも、正規職員との格差がつけられています。会計年度職員制度の導入に向けた非正規職員について、職種や機種別の配置数、正規職員との配置割合についてお伺いいたします。

2点目は、会計年度任用職員制度に、育児休業を高齢化支援について、育児給

与、有給化支援についてお尋ねいたします。

会計年度任用職員制度が導入されて3年が経過しましたが、まだまだ制度自体が十分ではなく、その目的が達成されたことは言いがたい状況なのであります。会計年度任用職員制度への移行見込みは、育児休業制度の整備が必要であります。子育てを支援する自治体としての考え方や今後の対応を検討されておられるのかです。非正規職員が育児休暇をとりますと、新たな臨時職員を探さなければならない矛盾とジレンマも感じるところであります。本村には、子育て支援課も出来ております。会計年度任用職員の中でも、育児休業の有給化が必要とする人もあり、子育て支援を本村として、今後の対応をどのように考えておられるのか伺います。以上で1問の質問を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本哲章課長） 総務課の藤本です。質問事項の会計年度任用職員制度についてお答えいたします。

まず、質問要旨の1フルタイム、パートタイムの非正規職員について、職種や職種別の配置数、正規職員との配置割合は、現在どのようになっているのか、伺うについてですが、会計年度任用職員の制度につきましては、2020年から、地方公務員法の改正に伴って、新設されたもので、非正規職員の待遇を適正化することを目的として導入されております。

従来の非常勤職員、臨時職員、パート職員は全て、会計年度任用職員へと移行しております。現在、村で雇用している、会計年度任用職員の職種については、庁舎業務における一般事務から、小中学校の学校支援員、学童保育、保育士、保育園の調理業務など、多岐にわたっております。特に子育て支援の観点から、子どもに関する職種の人数が多くなっております。

また会計年度任用職員の中には、地域おこし協力隊も含まれております。

次に会計年度任用職員の配置先について、人数が多い部署のみ、正規職員と、会計年度任用職員の配置数をお答えし、その後合計数をお答えいたします。お答えする数値は、令和5年8月1日現在で報告いたします。

まず保育園につきましては、正規職員28名、会計年度任用職員48名です。48名の職種内訳は、保育士フルタイム16名、保育士パート23名、調理師フルタイム2名、調理師パート7名となっております。次に教育委員会です。正規職員11名です。会計年度任用職員44名となっております。44名の職種内訳は、学校支援員17名。学校教育指導員2名、教育センター2名LOOPみなみあそ5名の内4名がパートとなっております。次にB&G監視委員18名、これも2ヵ月ですけれどもパートとなっております。次に子育て支援課です。正規職員6名、会計年度任用職員31名です。31名の職種内訳は、放課後クラブ指導員30名パートとなっております。保健師1名となっております。

す。次に農政課です。正規職員17名、会計年度任用職員15名、うち、協力隊14名を含みます。その他各課に1名から2名程度の会計年度任用職員の配置があります。合計しますと、正規職員160名、会計年度任用職員、154名となっております。

次に、質問要旨の2、会計年度任用職員の中でも、育児休業の有給化を必要とする人もあり、子育て支援を進める本村として今後の対応を考えておられるか伺うについてですが、育児休業の有給化につきましては、正規職員、及び、会計年度任用職員ともに、有給はありませんが、育児休業の取得は可能です。

また、共済組合及び雇用保険加入者には、育児休業手当が同様に支給されます。またその他手当として期末手当は、現在支給されておりますが、勤勉手当についても、支給可能とする地方自治法の改正が4月に成立したため、次年度の勤勉手当支給のための条例改正等の検討を始めております。

以上のことを踏まえまして、今後正規職員及び、会計年度任用職員の雇用条件や適正な定員管理を行い、働きやすい環境整備に努めてまいります。以上で弁を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 橋本功議員。

○12番（橋本功議員） はい。12番橋本です。会計年度のいろんな改善が国会のほうに意見書なんかが出ております。私が先に求めたのは、子育て支援課ともう南阿蘇はもう優先的に、子どものためには、何が何でも支援しないといけないという、子ども作っております。こうしたことから、育児休暇、有給休暇というのは、今後検討しておられるのかっていうこと、村長答弁をお願いいたします。

○議長（山室昭憲議員） 村長。

○村長（吉良清一村長） 今の橋本議員の質問にお答えしますが、この件につきましてはですね、今後検討するということで、今日答弁の準備をしておりますので検討するということにとどめさせていただきます。

○議長（山室昭憲議員） 橋本議員。

○12番（橋本功議員） はい、12番橋本です。是非ですね、これ前向きに御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。議長、次に移りたいと思いますはい。

○議長（山室昭憲議員） 橋本委員。

○12番（橋本功議員） 次に保育施設整備計画の今後のについてであります。保育施設は、少子化対策の中心施策であり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っております。地域や子育て機能の低下が進む中で、保育園が一層、地域の子育て支援の拠点として、総合的に発揮できるようにしなくてはなりません。

村では昨年の7月、公立保育園の在り方を考える委員会を設置されておりますが、公立保育園の運営の効率化を図りながら、子育て施策を拡充する方向で検討されておられるのでしょうか。公立保育園の建て替えには多大な財源が必要となります中で、村の財源は厳しい状況が続いております。

また、両園の改修費は、過去3年間で571万円かけられました。この改修は何の目的でされたのか、御説明をお願いいたします。このままでは、先の統合ありきの感が歪めません。現状を問い、これらについて、村の姿勢を問いたいと思います。

1点目は、公立保育園の施設整備の今後の計画についてであります。本村公立保育所の在り方委員会が2月15日、久木野保育園、白水保育園は、老朽化による維持管理費が増加するために、2027年までに、新設統合し、設置を検討するよう答申されました。保育園の建物の耐用年数は40年から50年と見込まれています。村長より、議会には保育園の施設整備について、新設統合で設置場所案の考え方を説明されました。保育園の建設については、7億円を見込むとあります。公立保育園改革計画大綱を策定し、課題に取り組まなくてはなりません、これからの審議ではないのでしょうか。こうした中で、8月9日、公立2保育園統合の内容が熊日新聞に、報道されましたのに驚きました。このことについて、議会は白紙状況であります。村長はなぜ急ぎ足をされるのでしょうか。議会に諮られる前に、マスコミに情報を開示されたのは何の目的なのかお伺いいたします。

2点目は、公立保育園の統合は、保育保護者の意向を尊重すると言いながら、一方では統合を進める考えを示されている。尊重して、丁寧に進めたいと言いながら、なぜこのような状況になったのか、疑問を持たざるを得ません。地域住民にとりまして、保育園は地域コミュニティーの重要な施設であると考えます。人数が減るから、統合があつてしかるべきという考えは、地域活力を与える施策や若い人が住みにくい地域をつくってしまうおそれがあります。

平成28年12月、教育基本法の改正案に、幼児期の教育第11条の新設は、幼児教育、生涯学習という新たな施策が答申されています。地域は子育て機能の低下が進む中で、保育所がより一層、地域の子育て支援の拠点として、総合的に機能を発揮できるようにしなければなりません。白水保育園と久木野保育園の統合のアンケートでは、保護者の反対が多いと記してあります。政治は弱者救済のためになるはずなのに、・・・を駆使して、創生改革に取り組むのは、透明性のある村政運営に逆行しているのではないかと思います。統合は保護者の意向を尊重して進めるとあります。

また重要案件の締結については、議会の議決が必要とされております。過去3年間の5,700強の改修をかけられ、さらに、現地で建て替えた場合の整

備費は7億円を見込むと言われていますが、村の財政としての備えはあるのかお聞かせください。以上で登壇の質問を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 吉良村長。

○村長（吉良清一村長） ただいまの御質問にお答えいたします。8月9日にですね熊日新聞に確かに掲載をされておりまして、その件について、説明もしないのにこの熊日新聞に、情報を提供した時期尚早ではないかという質問ですけれども、この記事はですねこちらから書いていただきたいたか、そうした働きかけは全くやっておりますですね。そこはちょっと認識が異なると考えます。

それから記事の内容ですけれども、これはですね少子化記事の内容をちょっと申しますと、白水保育園と久木野保育園の統合する方向で検討しているという記事でございます。まだ決定したとは、一つも書いてございませんで、検討しているということでございます。そして検討する内容について書かれたわけでございますが、これにつきましてもですねもう既に、議員の皆さんには説明する、説明したこと、あるいは、私が施政方針で述べたこと、そしてまたホームページに載ったこと、このようなことが書かれているわけでありまして、別に新しい情報が載っているとか、全くそういうことではございません。繰り返しになりますけれども、在り方検討委員会からですね三つの答申をいただきました。

一つ目が病児保育、一時保育の実施に向けて検討していただきたいたと。それと2番目に、統廃合する場合は、老朽化をしている白水保育園と久木野保育園、これを2027年度までに統合することが望ましく、新設の場所としては、二つの園、その中間地点の適地を検討されたいという点です。それと3点目が民営化についてほかの自治体の事例や保護者のアンケートの意見を勘案し、メリットデメリットを見極めて慎重に検討されたいと。この三つが提案をいただいております。私が、この件をですね、今年2月に開催されております、文教厚生常任委員会で説明そしてまた、後日開かれた全員協議会で報告を行い、次に3月に開催されております、第1回定例会の施政方針で私が、述べております。

これは、白水保育園と久木野保育園の新設統合を議会の理解をいただいた上で、進めさせていただきたいということを表明させております。それと6月の全員協議会では、公立保育所の方針とそれから両園の中間地点の二つの候補、二つの候補について、説明を行っております。今回のマスコミ報道は、4月の広報紙、あるいは村のホームページで周知していることが書かれておるわけでございます。

記事の内容にありました改修費3年間の改修費の5,711万1,000円

これにつきましては、今年2月に開催されました文教厚生委員会と全員協議会の中で議会に報告しております。

また、改修費の内訳は、白水保育園が主な改修費としまして、令和2年度の空調設備改修を含めた2,749万1,000円。それから久木野保育園が令和元年度の屋外遊具更新と調理機器改修を含めた2,620万円が改修費の内訳でございます。そして記事にあります、整備費7億円は現在の両園の場所に建て替えた場合の合計金額となっており、答申にありました中間地点に統合を新設した場合、6月の全員協議会で御説明しましたとおり、概算整備費として、7億から8億円かかるということでございます。

村としましては、2027年頃の統合を目標に、今後とも議会の御理解をいただき、保護者への説明を実施して、理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、質問の2でございますが、保育園の統合は保護者の意向を尊重して進めていくことは、もうこれは大前提でございます。現在は、公立保育所の在り方について、答申で示された、白水保育園と久木野保育園の新設統合について、全員協議会等で候補地や時期などについて説明を行い、議論を深め、御理解を得ながら進めていこうと考えております。今後も保護者の意見などを十分に、反映しながら、丁寧に事業を進めていきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 橋本議員。

○12番（橋本功議員） はい、12番橋本です。村長この新聞の記事を読みますとこのように書いてあります。両園の中間地に2027年までの統合を答申。吉良村長も最大限尊重するとして統合を進める考えを示している。とあります。

こうした記事を読みますと、これは統合だなと思ってしまうわけです。だから、統合が前提として、これは、村長は進めておられるんじゃないかというふうに思います。しかもですね、金額まで書いてあります。7億円と初めて読んで聞きました数字なんですね。だからもう、先に進んでおられるのかなって、これ誰しも思います。私だけではないと思います。

こうしたことが村長、これは先ほどですね、いや、これはうちからのあれじゃないんだと、熊日新聞のマスコミのほうからこられたんだという話でございましたけども、そのこられたと言いますけどもこの内容は、全てですね、これは村が提供したのではないのでしょうか。これを村が提供しないとこのような文章にはならないと思うんです。このような記事にはならないと思います。したがって、これはもう既にもう進めているのかどうかというのを再度お聞きいたします。

- 議長（山室昭憲議員） 吉良村長。
- 村長（吉良清一村長） この件についてはですね担当からも説明を受けましたけれどももう既に、公表した数字であるという判断でですね、新聞掲載されたものと私は説明を受けております。以上です。
- 議長（山室昭憲議員） 橋本議員。
- 12番（橋本功議員） はい、12番橋本です。これは村長、私は議論したいとかそういうのじゃありません。まず、議会のほうでですね、本来であれば、真剣に討議し、あるいは議論をしてですね、議会のほうからこういう方針のほうがよくないかなとか、いろんなことが出てくると思います。その出てきたことに対してのですね、このマスコミの開示だったらよく分かりますけども、全く議会のほうではこのような内容をですね、説明のないままにですね開示されては、非常に議会としても困るじゃないでしょうか。
- これは1番、村長、過去にもありました。その時も、村長のほうから、いや、もう議会が両輪だから議会にちゃんとして進め、やるんだと、説明をしてからやっていきますということも言われました。だから私たちはそれをいつも信じております。しかしこんなして唐突として出てくると、やっぱり私どももやっぱりちょっと不安を感じます。これではちょっとまずいんじゃないかなと思えました。それと今答弁されましたけども、この内容はもうまだ審議中であるという理解でよろしいんでしょうか。それをお聞かせください。
- 議長（山室昭憲議員） 村長。
- 村長（吉良清一村長） 先ほど答弁しましたようにですね、議論を深め、理解をいただきながら進めていくということでございます。
- 議長（山室昭憲議員） はい、橋本議員。
- 12番（橋本功議員） これは1番重要な1番大事な議案でございます。しっかり議会と議論して進めていただきたいと思います。以上でございます。



- 議長（山室昭憲議員） 時間が押しておりますけれども、このまま続けます。
- 11番、笠野眞喜議員の質問を許可します。
- 11番（笠野眞喜議員） 11番、笠野眞喜です。議長のお許しがありましたので、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。2問の質問がありますので一問一答でお願いいたします。
- 議長（山室昭憲議員） はい。
- 11番（笠野眞喜議員） ありがとうございます。1問目です。人口増加対策の質問を令和3年12月の議会と令和4年12月の議会で質問しましたが、現時点で具体的な進捗状況はどうかという質問です。令和3年12月での質問で、TSMC熊本進出に伴い、工場勤務の方の住居が必要と思われるが、村

として、対策を計画しているか。当時は1,500人が採用されるということでしたが、現在は1,700人になっております。TSMCと共同事業会社のソニーの就職者を対象に、戸建て住宅、宅地へあっせん、マンション建設を行い、人口増加策をされたらどうか。

また、村有地3主要施設、温泉、湧水もあるので、関連企業を含めた保養施設の誘致も人口増加策ではないか。3年後に向けた取組と準備室を設置してはと質問しています。

答弁では、定住促進課長は、立野団地駅下を解体し、民間活用を含め、検討、利活用し立野地域の活性化を図りたいと答弁していらっしゃいます。村長は、当面、定住促進課を窓口とすると。答弁されておりますが、現状はどうなっているか、お尋ねいたします。

村長は、私は、3年前ですか、質問してから今日まで、TSMC、ソニー、でんそうなどをどれぐらい会社訪問されたのかをお聞きしたいと思います。

立野駅付近の開発を考えたとき、マンション建設、宅地造成を促進するためには、JR九州を思いつきますが、村長はJR九州にも行かれたのかもお聞きしたいと思います。美咲野団地よりも大きい団地はいたらないと思いますが、そういうJR九州は大津あたりにも計画をされているようです。

トップセールスは、村の親方、村長が出向き、南阿蘇村の魅力をセールスされ、村長が行かれたほうが人口増加につながるのではないかと思います。

村長は日頃から、3Kを村づくりの基本とされていらっしゃいますが、暮らし、活力、環境の現状はどうなっているのでしょうか。誰もが住みたい、住み続けたい南阿蘇村のキャッチフレーズがあるが本当に人口増加策になっているのか、何で人口が増えないのか、今、対策しないと2040年までに人口が5割以下となる消滅可能性地域に南阿蘇はなりますが、村長は人口増加策を真剣に考えておられるのか、福祉、子育て支援と取り組んでおられるが、もう一步が足りないような気がしております。

若い世代を増やす施策が重要だと考えますが、村長はどう思われていらっしゃいますか。令和4年12月の議会で、若者の移住定住の促進対策、基幹産業である農業などの後継者を含めた人口増加策も質問しています。具体的な成功事例を基に少子化に対する施策を尋ねております。現状はどうなっているのでしょうか。1問目の質問を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 吉良村長。

○村長（吉良清一村長） はい。それでは笠野議員の質問にお答えします。人口増加対策ということでございます。

まず、質問の一つ目でございますが、令和3年12月定例会におきまして、村として、3年後に向けた取組として、TSMC、ソニーとの交渉窓口として、

準備室や係の設置が必要と思われるが村としての考えはあるかという質問に、当面は定住促進課で対応するというので考えております。

状況を見て、体制については検討してまいりたいと、確かにそういう答弁をしております。TSMCに関しますことは、福岡にあります台湾の経済文化事務所と密に情報交換を行っておりますので、本社には直接は行っておりませんが、情報には密に交換しているところでございます。

それからソニーさんにはですね、まだ行っておりません。これから、これは人口策というよりもむしろ地下水のことでですね、ちょっといろいろと村の提案もございまして、その辺のところではTSMC以外の周辺の半導体等に関する、関係する企業等にはこれからですね、働きかけをどんどん行っていきたいと考えております。

後でまた質問のところでも触れたいと思っておりますけれども、現在は富士フィルムさんは非常に村に支援をいただいております、引き続き、御説明にもまいりたいと考えております。

JR九州におきましては本社が福岡でございまして、南鉄関係ではですね、何度か行っております。今後住宅政策とかあるいはそうした立野駅のことでもございまして、そうしたことについても、要望等をこれから行っていきたいと考えております。立野地区につきましては、先ほども申されたように、あそこの住宅を解体をして、その跡地にそうした職員用の住宅を建てる方向で、現在進めているところでございまして、立野は、その住宅は駅にも近く、JRも利用出来まして、通勤圏内でもあり、非常に西風等も吹きまして、住みやすいところですので、そしてまた立野地区の活性化が図れておりますので、何とかあそこを住宅地として利用したいと考えております。

それから、農林業に関係する人口増加の対策について御説明をいたしますけれども、現在南阿蘇村農業研修生受け入れ協議会、研修生の受け入れ協議会というのがございまして、令和4年度の研修生は、12月時点で6名でございましたが、その後1名が増加となっております7名でした。

それと、令和5年度は、前年度からの継続者も含めまして、現在では、8月現在で8名、7名、失礼しました7名となっております。それから、南阿蘇農業みらい公社におきましては、地域おこし協力隊新規就農プロジェクトによる研修生は、令和5年度が5名、令和4年度が5名、それから令和5年度は、継続者も含めまして、8月時点で9名となっております。現在、合わせますと令和5年度の農業研修生というのは、合計で16名ということでというのが、今の現状でございます。

新規就農者につきましては令和4年度は、昨年度、御報告いたしました12月末時点におきまして、農業後継者が4名それから新規参入1名の合計5名で

したけれども、新たに年度内に認定されました新規の参入者2名増のために、7名となっております。令和5年度、令和5年度につきましては8月末時点で、就農予定者は、農業後継者が5名、それから、新規参入者が5名の合計10名となっております。以上で答弁を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 笠野議員。

○11番（笠野眞喜議員） 11番笠野です。私が質問してから、準備室も出来てない。本当に今聞いて情けないなと思っております。よそはもう本当、市町村はですねTSMCはやっぱ最後のチャンスと思って、準備室をつくったり窓口をつくったり、やっております。

何で今まで出来なかったのか、その御提案をしてもらいたいと思います。村長は、村の宝は子どもといつもこうっておられますが、その宝を育てるためにはですね、村に私が思ってる、不足しているものが私の頭の中にもあります。まず子育てするには、小児科がないんですよ。小児科の招致とか、そういうのも今から人口を増やすためには必要じゃないか。そういう考えもあるのかなのか。

また、もうよそがよそも今、給食費の無償化などもどんどんやっております。そすと今中学生のですね、制服ももう保護者に対しては本当にこう、負担になっております。そういう制服の支援なども考えてですね、やっぱり子育てがしやすい、村づくりをやっていかないといけないのではないかと私は思っております。3件の中に今度は暮らしですね、暮らしの中で、高森はいっぱいスーパーマーケットのようなちょっところ買い物に行くところいっぱいあります。

そういう誘致が私は人口策にも必要だと思っております。今度、東急ゴルフ場がトライアルに株式譲渡されます。それを聞いて、村長はすぐに思いつかれたと思います。村長が出向き、店舗の誘致、多分考えておられると思いますので、そういうのもお願いしていきたいと思います。

村長は常にいつも対話対話、対話が大事とおっしゃっております。村民との対話も非常に大事です。もう重要と思っております。だが、まいっちょのですね、村長は県議、代議士、知事との対応も私は重要と考えております。月にどれぐらいの頻度で県議とか代議士とか知事と話せて話されているのかもお尋ねしたいと思います。村長が動けば、この2Kはですね、解消されるのではないかと思っております。御答弁よろしく申し上げます。

○議長（山室昭憲議員） 村長。

○村長（吉良清一村長） ただいまの質問でございますが、子育て環境なり、そうした住環境を整えていって、人口増を図るということはですねしっかりとこれからもやっていきたいと思っております。

まずうちに、議員の質問のようにですね、小児科の件につきましてはそれも

大分相当ですよ。当たって、検討しましたけれどもなかなか先生がいないということでございます。それから、マーケットにつきましてはですね、それもいろいろ当たりましたけれどもやはり採算が合わないということで、なかなか進出は難しいと、公園等も欲しいという要望もございますのでそこには整備していきたいと思っております。

なかなかですね病院、それから買物につきましてはですね、これからも働きかけはしていきたいと考えております。それから知事、国会議員、県議に月にどれだけとか、回数まではですねちょっと明確には言えませんけれども、いろんな要望活動等がございましてそこではもう必ず一緒になります。そしてまたいろんな祝賀会とか、そういった国会議員の激励会とか、そういう場もありますので、そうした場合にはですね、村の状況をその時に応じて、接しておりますので、やっていないというような、捉え方をされると非常に異議が異議本意ですけれども、そうしたことで、村の状況は常に知事、副知事、そして国会議員、あるいは県会議員の皆さんには、村の中は伝えているつもりでおりましてこれからも要望していきたいと考えております。

○議長（山室昭憲議員） 笠野委員。

○11番（番笠野眞喜議員） はいよろしく申し上げます。活力、暮らしを持つていくのはこの2K、村長の力を入れてどうにかなると思っております。

あと、最後の1Kの質問をしたいと思っております。

2問目の質問に移ります。2問目は環境保全の取組についての質問です。通告書にはあんまり簡単に書いておりましたので、これでは意味が分からないと、農政課長が言われましたので、改めてまた質問事項を変えてやっております。

地下水保全において草原は重要な位置づけと考えたとき、夜峰や御竈山の野焼き再開は、草原についても必要と考えるが、今後どのような支援を行うか、スケジュールを具体的に説明していただきたい。

また、地下水保全、環境保全に対して、村独自の今後の計画はあるのか、計画を実施するための財源確保や企業支援活動を村長は自ら要望活動を行っているのかもお聞きしたいと思います。

村では冬季湛水の取組などをされておられますが、南阿蘇の全水田を冬季湛水を行い、南阿蘇村が地下水保全に貢献していることを示す考えはないか。今後、地下水保全対策をどのように進めようと考えているのか、お聞きしたいと思います。

熊本市の一部地域水源では、硝酸塩を含んだ地下水汚染が確認されております。農地での過剰肥料散布、家畜排せつ物の畑地への過剰投入によるものも要因とされておりますが、村の農業において取組方針、対策を講じられているのか。今、対策が必要ではないでしょうか。大津・菊陽水道事業団が比丘尼谷か

ら取水している水は、確実に南阿蘇の大地の恵みと私は思っております。

また、立野、新所、瀬田で管理している瀬田浦原野の地下水も、大津の高台に流れていると思われるので、中核工業団地の工業用水も南阿蘇のみではないかと思っております。

また、俵山付近の地下水もサントリー等が使われているのかもしれませんが。

村長は地下水保全について詳しいので、各企業を訪問され、村の地下水保全に取り組んでいただきたい。まずは村長が出向き、トップ会談をしていただき、事務レベルの会議は課長、課長補佐に任せる。富士フィルム等も今までこうされておりますが、村長が率先して執行されたらと思っております。2問目の質問を終わります。

○議長（山室昭憲議員） はい村長。

○村長（吉良清一村長） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

この地下水の件はですね、私も非常に重要な施策と考えておりまして、時間は過ぎておりますけども、少し時間をいただきましてですね、資料も準備しておりますので、少し説明をさせていただきたいと思えます。

まず傍聴の方もいらっしゃいますので、この誰もが住みたい、住み続けたいというチラシがございます。これはですね、集落、今、地区で座談会を行っておりますが、そのときに使っている資料です。そしてこの右側の下にですね右側の下に環境ということを書いておりまして、守り続けてきた景観、それから水資源、ここをですね水資源と、実は以前は水だけ書いていたんですけども、最近の水資源ということで説明をしております。

ここに書いてますように水資源といいますのは、湧水、それから温泉、蒸気のことです。この三つがですね、うちの村はとても恵まれております。ですから、この水資源、湧水、温泉、蒸気、これをですね、守っていかなければならないということで、説明をしております。

そして裏側にですねその上の裏に、こうして地下資源、水資源、水資源というのはこうやって育まれていますということを説明した資料を、これを配付しております。それから今の質問がですねちょっと多岐にわたっておりまして環境保全農業の取組について、それから夜峰と御竈山の野焼きのこと、それから財源確保のこと、それから地下水汚染のこと、そしてまた地下水保全対策をどのように進めるかという点だったかと思えますので、まず環境保全農業についてはですね、今、村に環境保全農業推進委員会と推進協議会です。推進協議会というのがございまして、取り組んでおります。さまざまな活動を行っておりますが主なものは、有機農業の推進、それから湛水事業、湛水というのは、農地にですね、水をためる水をためることを湛水事業と申しますけれども、これにつきましては、現在やっております。国が支援を行っておりまして、それは

2か月以上湛水を行った場合10アール当たり、一反当たり最大で8,000円支給されますけれども、村では、これにプラスをしまして、それに加えて2か月以上冬場に水をためます。

溜めた場合は10当たり3,000円を村単独にて、追加補助をしております。冬場の水を面積は、令和2年度が87ヘクタール、令和3年度が120ヘクタール、令和4年度が141ヘクタールと年々増加しております、これは今後とも引き続き、支援をしてまいりたいと考えております。

それから、野焼き夜峰、御竈山の野焼きにつきましては、御存じのように、高齢化、担い手不足などや熊本地震で僕道等が被災を受けまして、今休止状態となっております。

あそこはとても急傾斜でありまして、地元の関係者が現地に入るのにもですね、大変困難な状況、困難な箇所もございます。それでまずは、安全性の確保が第1でございますので、本年度、環境省におきまして、牧野カルテ、牧野カルテという策定業務を活用いたしまして、現地調査、などを行い、現状を確認した上で、地元関係者の方と協議を行って、今後につきまして検討していきたいと考えております。

現在野焼きが実施されている地区につきましても、将来的には、担い手不足が予測されるため、和地切野焼きにつきましては、地区の方々とともに保全活動に取り組んでいただけるように、いただくように、野焼きプロの人材育成、認定制度を準備しているところです。

これにつきましては、環境省、グリーンストック等の協力をいただきながら策定しているところでございます。この野焼き、プロの人材育成、これにつきましては、もう少し詳しく協議が行われた時点で再度御説明をしたいと考えております。

今後、関係機関と連携をしまして、年度内に受け入れを実施される、地区があれば、調整を行って、野焼きプロ人材制度によって、地元の野焼きを再開出来たらということ今進めております。

それから、後は、地下水汚染のことを少し申し上げますと、地下水汚染に關しましてですが南阿蘇におきましてはこれまで実施しております、土壌分析の補助をこれからも継続することで、過剰施肥過剰、余分に肥料化が特に化学肥料ですが、余分に化学肥料を行うことを防ぎたいと考えております。

地下水の硝酸性窒素汚染の防止並びに家畜排せつ物処理等につきましては、引き続き、広報紙等での注意喚起を行ってまいりたいと考えております。それから、地下水につきましてはですね、今後どのように進めているか、それと財源確保については、お手元に配付された資料があると思いますのでそれに従ってちょっと説明させていただきます。議長さん、議長から手短にということで、

せっかくつくりましたので、このですね、地下水保全政策についてというのを、もう御覧いただきたいと思います。

まず2ページでございますが、熊本市の地下水量が減少傾向にあります。これは御存じのとおりです。これの主な原因は、上流域のですね、これは上流域の水田面積の減少それから、草原の森林化、樹木の大き木化、木が大きくなったということが原因です。3ページ目はですね、草原の持つ能力を変えておまして、これは御存じのとおりかと思えます。左側の水源涵養機能の下、図の下のところにですね、これ環境省が作ったわけですが、今後、草原が減ると、地下水量、河川水量が減少すると書いておられます。つまり、草原面積が減少しますと、地下水量それと川の水、これも減るとということが書かれておられます。

次に4ページでございます。4ページもいろいろ書いておられますので、後では是非御覧いただきたいと思えます。右側の森林のところには赤線を引っ張っておられますけども、大きな木、木が大きな木、大きな木といいますが50年60年70年ぐらいの杉の木でございますが、特に杉の木でございますが、光合成能力が衰えるばかりでなくて吸収量も増えるので、能力はCO<sub>2</sub>の吸収能力がもう大きく低下する。もう大木はですね、ほぼ機能はないだろうという説もございします。

次続きます、5ページ目です。これは東海大学の市川先生が書かれたものをまとめたものです。赤線を引っ張っておられますけども、下流側の熊本都市圏の住民や地下水を利用する企業にとって、阿蘇の農地や草原及び山林の保全、畜産業への援助や協働は重要な施策となると、大変貴重な提言をしていただいております。ここで、中段下赤い矢印、赤い矢印の下に立野河口瀬地下水流過料1,500万トンございしますが、これは阿蘇全域で降る雨の約1%ぐらいになります。これがですね、地下から、つまりつながっている、阿蘇のカルデラの地下と熊本都市圏がつながっている、そしてその水の流れというのは、年間に大体1,500万トンあるということでございします。これ四つ、四つの項目を書いておりますけども、そこの下の四角い枠の中に書いてあります。4項目でですね2億1,500万トンです。熊本都市圏には5億5,790万トンぐらいが、熊本都市圏に流入しているわけですが、その38%です。その38%がですね、これはもう阿蘇が、その由来、外輪山も含めますけれども、が阿蘇が担っているということでございします。

次の6ページでございます。6ページはですねこれはもう今から35年前です。35年前熊大の先生がもう既に調査をされております。これは南阿蘇のことを調査されております。南阿蘇では、3万トンぐらい雨が降っておりますけれども、直接川で流れるのが7,000万トン強です。そして、地下に1回浸透したものは、そこで湧いていると、地下に浸透したものはそこで湧いている

とそして、川となって流れて2億7,000万トンが流れていると上に書いてありますように、雨、上から3行目です。南阿蘇地域の水収支はほぼ均衡状態、降水量と蒸発散量と稼働流出量がほぼ一緒だとほぼ一緒です。つまり地下からの地下流出はゼロだと、ゼロに近い、先ほど申しました1%がこれにあたるということでございます。35年前の数字でございます。

次は7ページですこれは現在でも皆さん帰ってホームページ、パソコンでこの国土情報からプラットフォームWebマッピングシステムというのを検索していただくとこういうのが出てきます。そして左側の流動経路の所にチェック、チェックを入れますとですねこういう青色の線と赤色の線が出てきます。そして、水色が地方水です。それと、赤が地下水です。白川からですね大津、菊陽辺でぐっと染み込んで、そしてそれが画図湖で湧いているということが一目瞭然です。赤い線が阿蘇のカルデラの中から、外に出てる赤の線は少ない、非常に少ない、つまり地下は、つながってないとまでは言いませんが、地下を通っている地下水の量というのはもうほぼ僅かということでございます。

8ページでございます。8ページはこれは、市川先生が発表された資料ですけども、左側が川辺川、右側白川です。これがもう大きな違い、大きな違いというかここは非常に、うちの南阿蘇にとっては非常に有効な材料となります。左側川辺川ですね、雨量と流出量、水量ですけども、連動しています。つまり降った雨がすぐに川に流れているということです。白川ですね、雨量、青が雨量ですけども、川の流れと違います。つまり降った雨がですねすぐに川に流れてないということです。これがもう白川の大きな特徴です。梅雨の雨をここに書いておりますけども、梅雨の雨を上流域で一旦ためている。阿蘇で一旦ためて、上流域というのはこれ阿蘇のことですけども、上流域でためているとだから冬の流出量が多いということになります。

それと9ページがですね、最近のデータを国土交通省立野ダム事務所からいただきまして、このデータを基につくりました。これ、右側がですね、なかなかここまで、着眼はなかなかこれまでなかったんですけども右側、世継橋、世継橋の赤が流量です。青が雨量です。以前はですね、雨量よりも水量が多かったんですよ。しかしながら、現在は雨量と流量が変わらない。つまり、ためる機能ここに書いてありますように、上流域でためる機能が低下している、これが原因だろうと考えます。最後です。最後になります。主な原因というのは2ページに書いてあったのと一緒です。これが原因ですので、この原因を対策として取っていけばいいと考えますので、六つ、六つですね、提案ですこれは提案をしております。それぞれの項目でですね、可能なことから、実行に移してまいりたいと考えております。特に1、2、3番目の水田の保全維持、水配膳の拡大、これにつきましてはですね今、冬でやっておりますけども、これか

ら夏に出来ないかということを考えていきたいと思います。とにかく夏に降った雨、梅雨、台風、それから夕立ち、こうした雨をですね一旦とにかくためるといことが、これからの重要な施策になると考えております。ということで、進めてまいりたいと考えております。

そして企業にこれから、半導体関連の企業にこれからですね、この理論、つまり理論的に物を言わないとですね、地下はつながってるから、企業版ふるさと納税をとか言ってもですね、いや証拠を見せてくれと言われて根拠を示してくれと言われますので、このですね、理論的な根拠を持って、こうなんですよと、だからうちは、こういう政策を取り組むんですよということを説明しないと、なかなか企業版ふるさと納税は簡単には出してくれません。ですからこういうことをですね、しっかりと熊本市、あるいは熊本県、これにこの辺にもですね、働きかけを行ってまいりたいと考えております。取りあえず以上です。

○議長（山室昭憲議員） 笠野議員。はい。

○11番（笠野眞喜議員） 今、村長から、地下水保全について地下水の仕組み、いろいろこう、勉強させていただきました。非常に私も勉強になって、私が言ったのところは、水の流れが全然地下水が違うなんて思いましたけども、村長がもう水博士のぐらいなんでもこうしておられますので、そういう資料をもとにですね、村長自ら、各企業、熊本市、大津町、菊陽町に出向いてですね、しっかりと、南阿蘇村は、こしこの水を持ってると、これを表面に出ても、菊陽、大津は白川の水をやっぱり比丘尼谷からとってやらに持って行きよるわけですね、やっぱり阿蘇の水だけですね、そういう水も私どもが守っていかにかいかなと思います。まずは村長が動いてください。もう課長やらが先じゃなかですよ、村長がまず動いてください。以上です。

○議長（山室昭憲議員） はい。村長。

○村長（吉良清一村長） 分かりました。そのようにしっかりと取り組んでまいります。一つ言うのを忘れてましたけども、企業版ふるさと納税というのはですね、地元の自治体には寄附出来ない、そこをですね最大限に生かしたい。つまり、菊陽・大津にある企業はですね地元の自治体には寄附が出来ないわけですから、それをですね最大限に生かしていきたい。方法はいろいろありますけれども、とにかく働きかけをしっかりとやっていきたいと考えております。

○議長（山室昭憲議員） 11番、笠野眞喜議員の質問を終わります。



○議長（山室昭憲議員） 2番、岡智則議員の質問を許可します。

○2番（岡智則議員） 2番、岡です。山室議長の許可をいただきましたので、村内小学校、中学校通学路の安全対策について質問を行います。

ちょうど2年前、千葉県八街市において、下校中の小学生の列にトラックが

衝突し、5人が死傷する事故が発生しました。皆様の記憶に新しい痛ましい交通事故であり、残念ながら、このような悲惨な事故が全国で発生しています。南阿蘇村通学路の安全対策では、昭和40年スクールゾーンに始まり、さまざまな対策が行われてきました。教育委員会、学校、PTAにおいても、通学路の安全確認は、毎年実施されています。しかし、村内の現状は、交通アクセスがよくなり、観光が増加し、スピード超過の自動車が増えてきている傾向があるような気がします。そして、児童生徒の通学状況を見てみますと、通学路も狭く、道路もない箇所も多く、道路の段差劣化により、児童生徒の安全を脅かす危険な状態であると思います。危険な通学路は、道路管理者と関係者が協議し、早急に対策を講じる必要があると考えます。

そこで、質問は、第1に児童生徒を守るため地域を定め、最高速度を規制するゾーン30や道に段差をつける頒布、スピードを落とさせるように、道路を狭くする狭窄といった交通事故防止対策や道路施設の改修について考え、と、道路管理者との協議状況をお尋ねいたします。第2に、通学路を歩いてみますとブロック塀が多いことに気づきました。そんな塀が劣化し、傾いている箇所がありました。

熊本地震、そして大阪でのブロック塀倒壊による児童の死亡事故がありました。通学路における危険性、劣化や損傷のあるブロック塀の安全対策をどう考えておられるのか、お聞きいたします。以上です。

○議長（山室昭憲議員） 福本局長。

○教育委員会局長（福本道昭事務局長） 教育委員会の福本です。2番、岡議員の通学路の安全対策について、お答えいたします。

まず、質問の要旨、区域を定め最高速度規制するゾーン30や、頒布、協策といった交通事故防止対策や施設の改修について、道路管理者との協議状況にはついてですが、通学路を含む一般道における車両の速度超過等の取締り及び注意喚起につきましては、警察署により取締りの強化をいただいているところです。児童生徒の下校中の事故防止対策につきましては、議員が言われます、ゾーン30や頒布等の事故防止策については、地元住民との協議また道路管理者また、警察協議等も必要になり、一般車両及び、観光車両等の安全も考慮しつつ、総合的に対策を講じる必要があります。

本村では、毎年度通学路安全推進会議を開催し、児童生徒の保護者を対象に、通学路における危険箇所等のアンケート調査を実施しております。報告いただいた取組については、通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関による合同点検を実施し、危険箇所の見直しや対策の改善等を行っております。

主な対策としましては、道路管理者及び関係機関と協議を行い、横断歩道については、カラー舗装道路標識及び防犯灯の設置、歩道がない路側帯について

は、グリーンベルトの設置など、道路状況において、安全対策及び改修を整備しているところです。今後におきましても、PTAをはじめ、保護者、地域住民の御意見をもとに、安全安心な通学路を実現するため、関係機関と連携を図り、継続して取り組んでいきたいと考えております。

次に、質問の要旨2、通学路における危険性のあるブロック塀の安全対策をどう考えているかについてでございますが、通学路における危険性は、ブロック塀に限らず、児童生徒が登下校に危険な通学路と判断される場合は、安全を第1に優先するため、迂回路も視野に入れ、通学路の変更も検討する必要があります。

以上、念頭に議員御指摘のブロック塀の対策についてですが、先ほど申しましたとおり、危険箇所につきましては、保護者アンケート等で場所を把握しておりますが、例えば通学路にそのような危険ブロック塀があることを学校が確認した場合は、そこの所有者宅に、区長、教育委員会、学校並びにPTA役員等で訪問し、危険であることを伝え、御理解いただき、修繕等をしていただくことをお願いすることが必要と考えております。

しかしながら、所有者が安全対策のために、危険性のあるブロック塀等の修繕等をする場合は、費用の発生が伴います。村としましては、定住促進課の所管になりますが、危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金がございますので、所有者の方には、趣旨を御理解いただき、積極的に御活用を願い、子どもたちが安全安心で登下校できる通学路の安全対策推進を今後も図っていきたくと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 岡議員。

○2番（岡智則議員） 2番岡です。1問目の質問には、児童生徒を守るため、通学路安全推進会議の開催危険箇所、アンケートの実施、関係機関による合同点検などの対策をとられ、危険箇所の改善を図っているとの答弁であり、安心しました。

しかし、先ほど申し上げたように、年々交通事情は悪化していますし、通学路、歩いてみますと劣化した側溝の蓋、道路の段差で、通学中、低学年の転倒事故が心配されます。早急にもう一度危険か所を把握され、対応をお願いいたします。

2問目の危険なブロック塀対策では、所有者の自宅へ訪問し、修繕のお願いをする。補助金活用の周知をする。必要があるとのことでした。是非お願いしたいと思います。

ほかの自治体の例では、所有者に口頭だけでなく、お願いの文書を作成し、子どもの安全確保の必要性のため改修が必要であるとのお願い文と、修繕には補助金もありますという周知のため、補助金の概要を同封されているとのこと

でした。今後も子どもの安全確保のため、丁寧な対応をお願いいたしまして、今回の質問を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 2番、岡議員の質問を終わります。

—————○—————

○議長（山室昭憲議員） 以上で、本定例会に付議されました本日の日程は全て終了いたしました。9月11日、12日は、各常任委員会、14日は、2常任委員会の合同常任委員会を開催します。執行部から提案されました案件について、十分な審査と納得していただくよう質問をしていただき、15日の本会議に臨まれるようお願いをいたしておきます。

本日はこれで散会いたします。

一同、その場に起立をお願いします。

礼。

—————○—————

午後12時31分 散会

第 2 号

9月15日(金)

令和5年第3回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和5年9月15日(金)

午前10時00分 開会

於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

- |         |          |   |
|---------|----------|---|
| 日程第 1   | 報告第 10 号 | 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について                   |
| 日程第 2   |          | 常任委員長報告   |
| 認定第 1 号 |          | 令和4年度南阿蘇村一般会計決算の認定について<br>"一括議題"                    |
| 認定第 2 号 |          | 令和4年度南阿蘇村国民健康保険特別会計決算の認定について                        |
| 認定第 3 号 |          | 令和4年度南阿蘇村簡易水道特別会計決算の認定について                          |
| 認定第 4 号 |          | 令和4年度南阿蘇村農業集落排水特別会計決算の認定について                        |
| 認定第 5 号 |          | 令和4年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計決算の認定について                      |
| 認定第 6 号 |          | 令和4年度南阿蘇村介護保険特別会計決算の認定について                          |
| 認定第 7 号 |          | 令和4年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計決算の認定について                       |
| 認定第 8 号 |          | 令和4年度南阿蘇村上水道事業会計決算の認定について                           |
| 日程第 3   | 議案第 50 号 | 南阿蘇村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について "一括議題"                  |
| 日程第 4   | 議案第 51 号 | 南阿蘇村下水道事業の設置等に関する条例の制定について                          |
| 日程第 5   | 議案第 52 号 | 南阿蘇村地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について                |
| 日程第 6   | 議案第 53 号 | 南阿蘇村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7   | 議案第 54 号 | 南阿蘇村保健センター条例の一部を改正する条例の制定について                       |
| 日程第 8   | 議案第 55 号 | 南阿蘇村結婚相談事業条例を廃止する条例の制定について                          |
| 日程第 9   | 議案第 56 号 | 令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算(第5号)について                          |

- 日程第 10 議案第 57 号 令和 5 年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 11 議案第 58 号 令和 5 年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 12 議案第 59 号 村道路線の廃止について
- 日程第 13 議案第 60 号 工事請負契約の締結について（令和 5 年度 道の駅「あそ望の郷くぎの」隣接公園南側駐車場造成工事）
- 日程第 14 議案第 61 号 指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 62 号 工事請負契約の締結について（南阿蘇村庁舎太陽光発電設備等設置工事）
- 日程第 16 発議第 3 号 南阿蘇村原野火入れに関する意見書について
- 日程第 17 発議第 4 号 村長（吉良清一村長）の不信任決議案について
- 日程第 18 委員会及び特別委員会の閉会中の所掌事務調査について

#### 閉会宣言

#### 2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	辰 巳 和 美	8 番	丸 野 健一郎
2 番	岡 智 則	9 番	桐 原 純 男
3 番	坂 田 正 也	10 番	工 藤 保 雄
4 番	河 内 克 也	11 番	笠 野 眞 喜
5 番	市 原 恵 一	12 番	橋 本 功
6 番	今 村 輝 宏	13 番	後 藤 征 昭
7 番	今 村 竜 喜	14 番	山 室 昭 憲

#### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

#### 4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	吉 良 清 一
副 村 長	児 玉 みどり
教 育 長	今 村 了 介
総 務 課 長	藤 本 哲 章
政策企画課長	野 口 幸 広
教育委員会事務局長	福 本 道 昭
建 設 課 長	笠 功 祐
会 計 課 長	飛 瀬 和 徳
健康推進課長	園 田 秀 也
農 政 課 長	下 田 朱 美
住民福祉課長	高 宮 喜美男
税 務 課 長	片 島 弘 幸
産業観光課長	今 村 洋 一

水・環境課長	今 村 隆 博
保 育 所 長	山 室 和 夫
定住促進課長	梅 田 雄 治
子育て支援課長	吉 弘 泰 彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	桐 原 恵
議会事務局主幹	佐 藤 桂 輔

開会 午前10時00分



○議長(山室昭憲議員) おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから、本日の会議を開きます。一同、その場に御起立をお願いいたします。礼。

おはようございます。御着席をお願いします。会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マスクの着用については、個人の判断に委ねます。発言される場合は、マスクを外し、マイクを使って御発言してください。会議中の携帯電話につきましては、電源を切っていただくか、マナーモードにしておいてください。よろしく申し上げます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。それでは、議案に沿って進めてまいります。すいません。ここで暫時休憩いたします。



午前10時01分 休憩

午前10時03分 再開



日程第1 報告第10号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長(山室昭憲議員) 再開いたします。日程第1、報告第10号令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) 質疑なしと認めます。これで、報告第10号を終わります。



日程第2 常任委員長報告

○議長(山室昭憲議員) 日程第2、常任委員長報告。各常任委員会に付託しました。認定第1号から認定第8号までを一括議題といたします。まず、総務産業常任委員会、今村竜喜委員長に報告を求めます。

○総務産業常任委員長(今村竜喜議員) 総務産業常任委員長の今村です。定例会終日に本委員会に付託されました認定第1号、令和4年度一般会計決算の認定について、去る9月12日に本委員会を開催し、付託された案件につきまして、所管する総務課、政策企画課、建設課、税務課、会計課、農政課、産業観光課、議会事務局、計8課に主要施策成果説明書と歳入歳出事項別明細書を基に各課から説明を受け、質疑を行い審議をいたしました。執行部からすばら

しい説明があり、委員からの質問にも丁寧に御回答いただきました。委員会で慎重審議を行った結果、認定第1号、令和4年度一般会計決算の認定につきましては、全員賛成により原案どおり可決し、認定すべきものと決定いたしました。以上、総務産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 次に文教厚生常任委員会、笠野眞喜委員長に報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（笠野眞喜議員） はい。おはようございます。文教厚生常任委員長の笠野です。定例会初日に本委員会に付託されましたのは、認定第1号、令和4年度一般会計予算の認定についてから認定第8号、令和4年度南阿蘇村上水道事業会計決算の認定についてまでの計8議案であります。去る9月11日に本委員会を開催し付託された案件につきまして、所管する教育委員会事務局、子育て支援課、保育所住民福祉課、水・環境課、定住促進課、健康推進課、計7課に主要施策成果説明書と歳入歳出事項別明細書を基に各課からの説明を受け、質疑を行い審議いたしました。執行部から詳しく説明があり、委員会からの質問にも、丁寧に御回答いただきました。委員会で慎重審議を行った結果、認定第1号、令和4年度一般会計予算決算の認定についてから、認定第8号、令和4年度南阿蘇村上水道事業会計決算の認定についてまでの計8議案につきましては、全員賛成により原案どおり可決し、認定すべきものと決定いたしました。以上文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（山室昭憲議員） 以上で各常任委員会からの審査報告を終わります。これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲議員） 質疑ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。反対討論からお願いいたします。はい、河内議員。

○4番（河内克也議員） 4番河内です。認定1から8号のうち、認定第1号、令和4年度南阿蘇村一般会計決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。大事な決算関係資料、議案事項別明細書、成果説明書等ですが、9月の4日午後、資料は我々の手元に届きました。それから全資料に目を通し、自分としては疑問点は、常任委員会、そして昨日の合同常任委員会で質問を行い、納得し、本日を迎えておりました。

先ほど農政課関係の所管の総務産業委員長の今村委員長から、この議案は賛成すべきものと報告がありました。しかし、本日の新聞紙上に、村所有の有機肥料生産センター剰余金の問題が大きく報道されました。

このことが事実ならば、我々議員としての、この不透明なお金の流れが分からなかったことを指摘出来なかったことに、自分として反省をしなければなり

ません。猛省しなければなりません。

本日閉会后、センターの説明を行うとのことでしたが、この問題の真相、本質が分からない時点で、この議案に賛成することは出来ません。議会人として絶対に出来ません。

決算の意義、決算認定制度の意義の中身は、これはもう申し上げませんが、この大事な決算認定の議会としての責任を考え、この議案に反対をいたします。以上、反対討論といたします。

○議長（山室昭憲議員） ほかに討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） ありませんね。これで討論を終わります。まず、認定第1号について、採決をいたします。賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成少数]

賛成少数により、本案は、否決することに決定いたします。

○議長（山室昭憲議員） 続きまして、次に、認定第2号から8号までの7議案を一括して採決いたします。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により、原案どおり可決することに決定をいたします。

日程第3 議案第50号 南阿蘇村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第4 議案第51号 南阿蘇村下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（山室昭憲議員） 日程第3、議案第50号、南阿蘇村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、及び日程第4、議案第51号、南阿蘇村下水道事業の設置等に関する条例の制定についての2議案を議題として、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） これで討論を終わります。議案第50号及び議案第51号の2議案を一括して採決いたします。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により、2議案は原案どおり可決されました。

○

日程第5 議案第52号 南阿蘇村地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備  
に関する条例の制定について

○議長（山室昭憲議員） 日程第5、議案第52号、南阿蘇村地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲議員） これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により本案は原案どおり可決されました。



日程第6 議案第53号 南阿蘇村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（山室昭憲議員） 日程第6、議案第53号、南阿蘇村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲議員） これでは、討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により、本案は、原案どおり可決されました。



日程第7 議案第54号 南阿蘇村保健センター条例の一部を改正する条例  
の制定について

○議長（山室昭憲議員） 日程第7、議案第54号、南阿蘇村保健センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論

を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第 8 議案第 55 号 南阿蘇村結婚相談事業条例を廃止する条例の制定について

○議長（山室昭憲議員） 日程第 8、議案第 55 号、南阿蘇村結婚相談事業条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第 9 議案第 56 号 令和 5 年度南阿蘇村一般会計補正予算（第 5 号）について

○議長（山室昭憲議員） 日程第 9、議案第 56 号、令和 5 年度南阿蘇村一般会計補正予算第 5 号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第 10 議案第 57 号 令和 5 年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（山室昭憲議員） 日程第 10、議案第 57 号、令和 5 年度南阿蘇村農業

集落排水特別会計補正予算第1号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) 討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長(山室昭憲議員) 全員賛成により、本案は、原案どおり可決されました。

○

日程第11 議案第58号 令和5年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算(第1号)について

○議長(山室昭憲議員) 日程第11、議案第58号、令和5年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長(山室昭憲議員) 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第12 議案第59号 村道路線の廃止について

○議長(山室昭憲議員) 日程第12、議案第59号、村道路線の廃止についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長(山室昭憲議員) 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第 13 議案第 60 号 工事請負契約の締結について（令和 5 年度 道の  
駅「あそ望の郷くぎの」隣接公園南側駐車場造成  
工事）

○議長（山室昭憲議員） 日程第 13、議案第 60 号、工事請負契約の締結につ  
いて令和 5 年度道の駅あそ望の郷くぎの隣接公園南側駐車場造成工事を議題  
とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論  
ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお  
願います。全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第 14 議案第 61 号 指定管理者の指定について

○議長（山室昭憲議員） 日程第 14、議案第 61 号、指定管理者の指定につい  
てを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論  
を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお  
願います。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第 15 議案第 62 号 工事請負契約の締結について（南阿蘇村庁舎太陽  
光発電設備等設置工事）

○議長（山室昭憲議員） 日程第 15、議案第 62 号、工事請負契約の締結につ  
いて南阿蘇村庁舎太陽光発電設備等設置工事を議題といたします。提案理由  
の説明を村長に求めます。

○村長（吉良清一村長） 本日上程しました議案は、工事請負契約の締結が 1 件  
となっております。それでは議案について御説明申し上げます。議案第 62 号、  
工事請負契約の締結についてであります。本議案は、南阿蘇村庁舎太陽光発電  
設備等設置工事の工事請負契約の締結にあたり、予定価格 5,000 万円以上  
の工事請負契約の締結となることから、南阿蘇村議会の議決に付すべき契約  
及び財産の取得または処分に関する条例第 22 条の規定に基づき提出するも

のでございます。契約の金額及び、I 訳の相手方などは記載のとおりでございます。以上が提案理由の説明であります。御理解をいただき、議決いただきませうようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山室昭憲議員） 提案理由の説明を終わります。ただいまから、質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲議員） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。



#### 日程第 16 発議第 3 号 南阿蘇村原野火入れに関する意見書について

○議長（山室昭憲議員） 日程第 16、発議第 3 号、南阿蘇村原野火入れに関する意見書についてを議題といたします。提出者である今村竜喜議員に、議案の説明を求めます。

○7 番（今村竜喜議員） 南阿蘇村原野火入れに関する意見書。千年にわたり、人の手によってつくられた、つくられ維持されてきた阿蘇の草原は、その結果として、多様な草原生態系や豊かな景観を生み出しており、人が自然と共に生きてきた文化の象徴とも言えます。

この草原を守るために本村の原野火入れは、各地域において、入り合賢者及び各牧野組合員等により行われており、平成 28 年熊本地震の発生前までは、37 の地区が面積 1,543 ヘクタールにおいて、例年実施してきました。しかし、熊本地震やその後も頻発する豪雨等により山腹が崩壊、これに伴い、火入れ地までの牧道及び作業道が寸断され、通行不能となるなど、草原は壊滅的な被害を受けており、いまだ原野火入れを断念せざるを得ない箇所は、512 ヘクタールにも上ります。

また畜産業が衰退する中で、原野火入れ関係者の高齢化、後継者不足も進み、存続が大変難しく、仕入れの継続が困難な状況となっております。長い歴史に支えられた日本が世界に誇る資産である阿蘇の草原は、現在、世界文化遺産登録に向け、阿蘇の全市町村並びに熊本県を挙げて運動を展開している一方で、存続の危機を迎えているのが現状です。今後、原野火入れを再開、継続していくには、被災した草原及び、牧道等の復旧はもちろん作業時における安全性の向上効率化、労働力の低減、あわせて人員確保等も求められます。

南阿蘇村執行部本議会は、互いに協力し、あらゆる角度から検討し、対策を模索し、災害箇所への復旧や、野焼き人材の育成など、少しずつではありますが、復活に向けた歩みを進めているところであります。しかしながら、前途多難な状況にあることには変わりありません。つきましては、原野火入れの復活のため、下記事項の実現に向け、熊本県としての特段の御配慮御支援を賜りますようお願いいたします。原野火入れ復活のため、①保安林の解除と国への働きかけ、②牧道及び作業道の復旧整備の支援、③恒久的な防火帯設置への支援、④保安林が解除出来ない場合、保安林における防火性の高い自主転換への支援、以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

○議長(山室昭憲議員) 議案の説明を終わります。ただいまから、発議第3号、南阿蘇村原野火入れに関する意見書についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山室昭憲議員) 討論なしと本案を採決することに賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長(山室昭憲議員) 全員賛成により、本案は採択することに決定をいたしました。

日程第17 発議第4号 村長(吉良清一村長)の不信任決議案について

○議長(山室昭憲議員) 日程第17、発議第4号、村長(吉良清一村長)の不信任案決議案についてを議題といたします。提出者である橋本功議員に、議案の説明を求めます。

○12番(橋本功議員) 12番橋本功です。村長(吉良清一村長)に対する不信任決議本議会は、吉良清一南阿蘇村長を不信任しない。以上決議する。令和5年9月15日、南阿蘇村議会。

理由、吉良村長は、令和3年2月、水止めの戦いを制し再選村民の期待も大きかったと思う。地方議会の構成員である我々議員も、この2年半の間、共通の目的である。村の発展、福祉向上のため、両輪としての立場で、村民の声を届けるべき、議員活動を行ってきた。

しかし、村行政を任せる際し行政執行能力がないとの判断から、村長を侵入しない旨を決議する。以下、幾つかの詳細内容を説明いたします。

まず、私の教職員住宅家賃問題に関わる一般質問への阻止を目的とした報道

等を初めとして、議員への圧力、パワハラを重ねてきた。村民の代表としての議員の自由な発言、活動、そして、権限を踏みにじる行為である。

熊本地震後、村民の皆さんもコロナ禍の中、必死に汗をかきながら、生活再建のため努力をされてきた。しかし今、電気、燃料等など、物価高騰でいくえにも苦しい生活を強いられている。

今こそ行政と議会が知恵を出し合い、建設的な議論を進め、対策を講じなければならない。そのような中での3月定例会の私の一般質問において、村長の答弁、村の物価高騰、独自対策についての質問については、整理のない答弁である。個人のホームページに、掲載してあった補助金についての質問では、村の一般事務について聞くのが一般質問、私の質問事項が、一般事務から甚だ疑問と答弁。いうまでもなく、質問は、議員固有の権限として与えられているもので、質問の範囲は、村の行財政全般についてであり、村長のホームページの内容を入り口として、村長の補助金に対する考え方、村の補助金の現状と質問であり、質問通告書は、議会運営委員会で審査され、議長の許可を得て質問を行ったものであり、住民自治の原動力としての議会は、活動を全く理解していない。監査委員より、勧告を受けた公文書虚偽や検査旅費の二重計上は確認されており、その後の処理について、何の確認も出来ていない。

公文書虚偽や補助金の不適正な事務処理に関して、職員の処分は行われたが、村長自らの責任は問わず、自治体の長たる村長の責任は重く、懲罰に値する。木の香湯温泉の再建については、令和元年から長きにわたり、再建案を幾度となく提示するものの不調に終わっている。さらに、令和5年5月の臨時会では、説明不足を議会から指摘しており、継続で審議するべきとの提案をしたにもかかわらず、本会議にて売却を上程され、結果、賛成少数で否決となり、村の損益に大きな損失を与えている。

四季の森温泉露天風呂に関する件で、露天風呂を設置する予算1,200万円コロナ対策補助金を計上されたその際、採決前に議員に対して、賛成するよう誘導するなどの行動があり、また、修正動議が可決した際は、1期生議員を恫喝した。

児童生徒を持つ保護者の声を代表した、辰巳議員の質問に対しては、答弁者が村長になっているのにもかかわらず、担当課長に前回と同じ答弁をさせ、誠意のかけらもなく、傍聴者、議員も呆れるばかりであった。そば価格補填事業の見直しについては、請願を採択したにもかかわらず、その対応が適正に行われるどころか、議会と協議もされていない。

このようなことを含め、真摯な態度はなく、議会軽視であると判断、行政課題に対しても議会に対して相談も全く行われず、数多くの軽率な言動、問題ある行動により村政の混乱や停滞を招いている現状にある。これらは全て組織の

長として責任は当然であるが、それ以前に南阿蘇村長個人のリーダーとしての資質の欠如と判断せざるを得ない。

これ以上村政を任せるのは、南阿蘇村の発展を妨げるものである。よって、南阿蘇村議会は村政の健全化と安定を図るため、村長に対する不信任を決議するものであります。以上が本議案を提案する理由であります。議員の皆様には、趣旨を御理解いただき、賛同いただきますようお願い申し上げます。以上で終わります。

○議長（山室昭憲議員） ただいまから、発議第4号、村長（吉良清一村長）の不信任案決議案についての質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。まずは、反対討論はありますか。工藤議員。

○10番工藤保雄議員 議案に対して反対討論をいたします。まず、発議の在り方について議会運営委員長である私には、何の関わりもありませんし、耳にも入っておりません。そのことがどうなのかということ、それから、数名の議員には、話も何もあっておりません。そのことが一つの反対の理由です。

そして、今、橋本議員が発言をされましたけれども、一つ一つの案件については、そのときに、協議、討論をし結論が出ているものであります。そして、ましてやその一つ一つは、捉え方によっては、反対側の捉え方、個人個人の捉え方がある中で決議を得てきた内容であります。

また、村長の功績として、地震の復興・復旧には全力で頑張られ、南阿蘇鉄道の開通をもって一応の成果を出しております。そのことも評価に値すると思えますし、議会自体が反対者が反対の理由を言わないような、反対のための反対の議会であると残念ですが、思えてなりません。そういう理由で、この発議に反対をいたします。

○議長（山室昭憲議員） 次に賛成討論ありませんか。1番辰巳議員。

○1番辰巳和美議員 1番辰巳です。賛成の立場で討論いたします。発議第4号、村長に対する不信任案決議について賛成の立場で討論します。

まず先ほど提出者の橋本議員より、冒頭提案理由の説明があつたとおり、村行政を任せるに際し、数々の課題が何ひとつ履行されていない点で、不信があります。四季の森温泉露天風呂の件では、採決前に村長支持者の数名が我が家に来るなど、圧力をかけられたり、私が一般質問した交通費の助成の件でも答弁者が村長になっているにもかかわらず、担当課長に答弁させるなど誠意がありません。熊本地震から復興も終わり、今からが特に大事な時期であります。住みたい、住み続けたい村をつくると話されていますが、全くトップセールスもされていない状況でどのように村政を進めていくのか理解に苦しみます。

これ以上は村政を任せられない思いから、今回の発議第4号の賛成討論といたします。終わります。

○議長（山室昭憲議員） 次に反対討論ございませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲議員） 賛成討論もありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲議員） これで討論を終わります。本案は、特別多数議決となり、出席議員の4分の3以上の者の賛成が必要となります。出席議員は14名であり、その4分の3は11名であります。また、議長も表決権を有します。本案は起立により採決を行います。それでは、本案に賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（山室昭憲議員） 4分の3に達しないことにより、本案は否決することに決定いたしました。



#### 日程第18 閉会中の継続審査について

○議長（山室昭憲議員） 日程第18、閉会中の継続審査についてを議題といたします。まず、特別委員会の閉会中の継続審査事件について、お諮りいたします。タブレットに配付の特別委員会付託調査事件変更一覧表のとおり、閉会中の継続審査事件といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲議員） 異議なしと認めます。よってそのように取り図られることに決定をいたしました。次に各常任委員長及び議会運営委員長より、事務調査について、タブレットに配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり、申出がっております。これに御異議ありませんか。

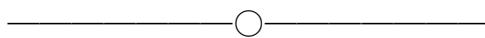
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲議員） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。お諮りいたします。本定例会中、誤読によるもの及び議決の結果、その条例、字句、数字等の整理訂正を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任をしていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲議員） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字等の整理訂正は議長に委任することと決定をいたしました。以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。会議規則第8条の規定により、令和5年第3回南阿蘇村議会定例会を閉会いたします。

一同、その場に御起立をお願いいたします。  
礼。



午前10時42分 閉会